参考資料２

令和８年度

内部評価実施結果

＜テーマ別評価・計画事業評価＞

～ テーマ別評価抜粋版 ～

テーマ別評価一覧表

評価対象テーマ（計画事業・経常事業）			評価	ページ
1　防災対策の強化（ハード防災対策及び区の災害時の体制強化）			おおむね良好	3
計画事業20	建築物等の耐震性強化	① 建築物等耐震化支援事業	計画どおり	5
		② 擁壁・がけの安全化の総合的な支援	計画どおり	10
計画事業21	木造住宅密集地域の防災性強化	① 木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区）	計画どおり	14
		② 不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区）	計画どおり	17
計画事業23	細街路の拡幅整備		計画どおり	19
計画事業24	道路の無電柱化整備		計画どおり	22
計画事業25	道路・公園の防災性の向上	① 道路の治水対策	計画どおり	26
計画事業27	被災者生活再建支援体制の強化		計画どおり	28
経常事業336	木造住宅密集地域における不燃化建替え促進		適切	31
経常事業337	新たな防火規制による不燃化の促進		適切	33
経常事業363	災害医療体制の充実		適切	35
経常事業364	職員応急態勢の整備		適切	38
2　特別出張所と地域センター			おおむね良好	40
計画事業16	町会・自治会活性化への支援	①「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定	計画どおり	42
		② 町会・自治会活性化支援	計画どおり	45
経常事業310	地域コミュニティ事業助成		適切	49
経常事業311	掲示板の維持管理		適切	52
経常事業313	地域センターの管理運営		適切	54
経常事業314	地域センター受付システムの運用等		適切	57
経常事業675	特別出張所の管理運営		適切	59
3　住まい周辺の環境悪化対策			やや不十分	62
計画事業17	大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進		計画どおり	64
計画事業33	歌舞伎町地区のまちづくり推進		計画どおり	70
経常事業378	安全安心推進活動の強化		適切	76
経常事業380	防犯対策の推進		適切	78
経常事業395	民泊の適正な運営の確保		改善が必要	80
経常事業396	路上喫煙対策の推進		適切	83
経常事業403	ポイ捨て防止ときれいなまちづくり		適切	86
経常事業423	ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談		改善が必要	88
経常事業515	一般廃棄物の収集運搬業務		適切	92
経常事業999	雑踏事故防止対策等		適切	94

テーマ別評価シート

所管部	総務部、健康部、みどり土木部、都市計画部

評価対象概要

評価対象テーマ	**防災対策の強化（ハード防災対策及び区の災害時の体制強化）**	
区の施策体系 における位置付け	新宿区総合計画（平成30(2018)年～令和9(2027)年）では、主に個別施策Ⅱ-1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」及び個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」において、本テーマに係るそれぞれの取組を定めている。	
評価対象選定の 考え方	●首都直下地震や南海トラフ地震の切迫性が高まる中、令和7年度区政の基本方針説明で「区政運営に当たっての基本的な認識」として防災対策の重要性について述べている。 また、令和7年度区民意識調査において、区で取り組んでいる33の個別施策に対する重要度を尋ねたところ、基本政策Ⅱ『新宿の高度防災都市化と安全安心の強化』の3施策について「重要」と回答する区民が約7割と、区民の間でも防災対策に対して特に関心が高いことが確認された。 このことから、令和8年度は令和7年度に引き続き、「防災対策の強化」を評価テーマとして設定する。 ●令和7年度は主に地域との連携が必要な取組を評価対象としたが、令和8年度は建築物耐震化等のハード防災対策および区の災害時の体制を強化する取組の中から特に中心的役割を果たす計画事業および経常事業を評価対象とする。	
評価対象事業	計画事業20①	建築物等の耐震性強化（建築物等耐震化支援事業）
	計画事業20②	建築物等の耐震性強化（擁壁・がけの安全化の総合的な支援）
	計画事業21①	木造住宅密集地域の防災性強化 （木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区））
	計画事業21②	木造住宅密集地域の防災性強化 （不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区））
	計画事業23	細街路の拡幅整備
	計画事業24	道路の無電柱化整備
	計画事業25①	道路・公園の防災性の向上（道路の治水対策）
	計画事業27	被災者生活再建支援体制の強化
	経常事業336	木造住宅密集地域における不燃化建替え促進
	経常事業337	新たな防火規制による不燃化の促進
	経常事業363	災害医療体制の充実
	経常事業364	職員応急態勢の整備

内部評価

令和7年度の評価

本テーマに対する区の取組状況	□ 良好	■ おおむね良好	□ やや不十分	□ 不十分
	●令和7年度は、不燃化・耐震化の促進、都市基盤整備及び災害対応体制の強化に関する取組を、計画的かつ着実に推進しました。 ●木造住宅密集地域においては、不燃化建替えや除却に対する支援を着実に実施し、地域の防災性向上を図りました。 ●建築物の耐震化については、非木造建築物に対する耐震改修工事費助成の面積単価の引き上げや普及啓発に取り組み、近年の工事費高騰にもかかわらず、令和6年度と同程度の補助実績となりました。 ●都市基盤整備においては、細街路の拡幅や道路の無電柱化、治水対策を実施することで、災害に強いまちづくりを推進しました。 ●災害対応体制については、災害時の新たな医療体制として緊急医療救護所8か所を設置しました。また、区内の病院等との合同訓練を実施したほか、区職員に対する住家被害認定調査研修及び応急危険度判定研修を行い、災害時の初動対応力及び被災後の支援・相談体制の強化を図りました。 以上のことから、「防災対策の強化（ハード防災対策及び区の災害時の体制強化）」に対する区の取組状況について、おおむね良好と評価します。			

	課題	令和8年度の取組方針
課題・取組方針	●建築物の耐震化については助成制度が整備されているものの、利用が予定件数に至らない状況です。	●過去に診断や設計の助成を受け、耐震化に至らない対象建築物の所有者に対し、個別相談や訪問等により制度周知を行い、耐震化のさらなる促進を図ります。
	●細街路の拡幅においては、支障物の存在や近隣との調整等の理由により、整備を実施できない場合があります。	●引き続き事業の周知・啓発に取り組み、声かけにより支障物への対応や近隣との調整を円滑に進め、細街路の拡幅を図ります。
	●気候変動の影響による豪雨災害の増加等を踏まえ、都市インフラの防災機能のさらなる強化が求められています。	●引き続き道路の無電柱化や治水対策を計画的に推進し、防災性の向上を図ります。
	●災害時における迅速な初動対応や支援体制について、さらなる強化が必要とされています。	●職員体制や物資配備の見直しを行うとともに、関係機関との連携強化を進めることで、対応力の向上を図ります。
	●新たな医療体制として大規模災害時に設置することとなった緊急医療救護所を速やかに開設・運営することが必要です。	●各緊急医療救護所において実践的な内容での訓練を積み重ね、発災時の実効性を高めていきます。

計画事業評価シート

所管部	都市計画部
所管課	防災都市づくり課、建築指導課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	
個別施策	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり ①建築物等の耐震化の推進	
計画事業	**20**	**①**	**建築物等の耐震性強化（建築物等耐震化支援事業）**
関係法令	建築物の耐震改修の促進に関する法律、新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱		
関係計画等	新宿区都市マスタープラン、新宿区耐震改修促進計画		

令和8年度当初時点の計画内容

20	**計画事業名**	建築物等の耐震性強化	総事業費	2,117,346	
事業概要		建築物等の耐震化を促進し、地震や大雨に対する敷地の安全性を確保することにより、市街地の防災性を向上させ、災害に強い安全なまちづくりを目指します。			
20①	**枝事業名**	建築物等耐震化支援事業	所管部	都市計画部	継続
事業概要		「新宿区耐震改修促進計画」に基づき、普及啓発と支援制度の周知・利用促進を図ることで、建築物等の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現します。 ・建築物の予備耐震診断等への技術者派遣 ・建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修工事等への補助 ・エレベーター防災対策改修への助成、ブロック塀等除去への補助、耐震シェルター・耐震ベッド設置の補助 ・耐震フォローアップ※等による耐震化の普及啓発			

指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
耐震改修工事費補助完了件数 577件【729件】 住宅の耐震化率 94.9% （令和元年度） 【耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。】	耐震改修工事費補助 ○木造（平成12年5月までに着工された新耐震木造住宅を含む） ○非木造 ○特定緊急輸送道路沿道建築物（除却、建替含む）	［継続］	［継続］	［継続］	A
	エレベーター防災対策改修助成、ブロック塀等除去への補助等	［継続］	［継続］	［継続］	B
	耐震フォローアップ（木造建築物）等による普及啓発	耐震フォローアップ（非木造建築物）等による普及啓発	耐震フォローアップ（木造建築物）等による普及啓発	耐震フォローアップ（非木造建築物）等による普及啓発	C
	―	―	未耐震住宅調査の実施	未耐震住宅調査を踏まえた個別啓発の実施	D
事業費計（千円）	事業費（千円）				
1,875,719	370,900	421,739	694,352	388,728	

※「耐震フォローアップ」とは、区の耐震診断の助成等を活用し、耐震改修工事に至っていない建築物について、個別訪問などにより耐震改修工事を改めて促す普及啓発のことです。

※下線部は令和7年度に計画の変更を行った内容を示しています。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	□ 計画以上	■ 計画どおり	□ 計画以下

令和7年度の評価（取組別）

取組１	耐震改修工事の促進	該当する年度別計画	ＡＣＤ

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度当初時点	●これまでの旧耐震基準の木造住宅に加え、平成12年5月31日までに着工された木造住宅についても、耐震化を促進していく必要があります。 ●工事費高騰などにより、耐震改修が進まない状況を踏まえ、耐震化支援事業の拡充が必要です。	●木造・非木造建築物の助成対象のうち法人について、中小企業から大企業以外に拡充するとともに、耐震改修工事費助成額の面積単価を拡充します。また、非木造建築物の耐震改修工事における助成割合も引き上げます。拡充内容を含めた周知を行い、助成の利用を促進して、耐震化を推進していきます。 ●特定緊急輸送道路沿道建築物については、耐震性が不足している84棟に対し、除却・建替などの拡充内容を周知し、耐震化を促進していきます。

令和7年度末時点

実績

(1)建築物の予備耐震診断等のための技術者派遣
　木造住宅への予備耐震診断等技術者派遣　62件【100件】（令和6年度 77件）
　非木造建築物への耐震アドバイザー派遣、簡易診断　12件【48件】（令和6年度 37件）

(2)建築物の耐震診断、補強設計、耐震補強工事等への補助
　耐震診断　　非木造建築物　9件【13件】（令和6年度 9件）
　補強設計　　木造住宅　（詳細診断・補強設計含む）18件【41件】（令和6年度 25件）
　　非木造建築物　5件【13件】（令和6年度 7件）
　耐震補強工事　木造住宅　　10件【30件】（令和6年度 22件）
　　非木造建築物(除却含む)　6件【19件】（令和6年度 6件）

(3)耐震化の啓発と支援制度の周知・利用促進
　各特別出張所やイベント会場にて耐震化啓発
　特定緊急輸送道路沿道建築物への個別訪問等の普及啓発　84棟【84棟】
　　（DMによる通知 68棟、耐震改修工事等の進捗中 16棟）

評価

●建築物の予備耐震診断等の技術者派遣については、目標件数には至りませんでしたが、ポスティングや非木造建築物のフォローアップによる啓発を実施しました。
●建築物の耐震診断等については、目標件数には至りませんでしたが、非木造建築物について、令和7年度より耐震改修工事費助成額の面積単価の引き上げとともに耐震化の啓発を実施し、近年の工事費高騰にもかかわらず、令和6年度と同様の補助実績となりました。
●耐震化の啓発と支援制度の周知・利用促進については、各出張所やイベント会場にて耐震化の啓発を行い、特定緊急輸送道路沿道建築物に耐震化への啓発を継続実施しました。
●補助拡充や周知活動により、事業は確実に進捗しています。

主な課題	令和8年度の取組方針
●木造住宅、非木造建築物ともに耐震化支援事業の利用が予定件数に至らない状況です。	●木造住宅、非木造建築物ともに、耐震化支援事業についての周知を行い、助成の利用を促すことで耐震化を推進していきます。また、改修工事の実施が延伸されたものは、適宜アドバイス等を行い確実に進めていきます。 ●重点的な個別啓発等を行い、更なる耐震化を促進するため、木造、非木造住宅における未耐震住宅の調査を実施します。
●改修工事予定の案件について、現場調査に基づく設計変更による遅延などにより、令和8年度への延伸が生じています。	●改修工事が延伸された案件については、申請者等とスケジュール等の確認を密に行い、着実な実施に向けて進めていきます。
●特定緊急輸送道路沿道建築物の未耐震建物について、早期の解消が求められています。	●特定緊急輸送道路沿道建築物については、工事着手中等を除いた耐震性が不足する建物所有者に対し、耐震改修や除却・建替などの補助内容を周知し、早期解消に努めていきます。

令和8年度の取組内容

(1)建築物の予備耐震診断等のための技術者派遣
　木造住宅への予備耐震診断等技術者派遣 【79件】
　非木造建築物への耐震アドバイザー派遣、簡易診断 【44件】

(2)建築物の耐震診断、補強設計、耐震補強工事等への助成
　耐震診断　　非木造建築物 【10件】
　補強設計　　木造住宅　（詳細診断・補強設計含む）【27件】
　　非木造建築物 【10件】
　耐震補強工事　木造住宅　　【27件】
　　非木造建築物(除却含む) 【12件】

(3)耐震化の啓発と支援制度の周知・利用促進
　各特別出張所やイベント会場にて耐震化啓発
　特定緊急輸送道路沿道建築物への個別訪問等の普及啓発 【68棟】

(4)木造、非木造住宅における未耐震住宅の調査
　重点的な個別啓発等を行い、更なる耐震化を促進するため、木造、非木造住宅における未耐震住宅の
　調査委託を実施

<table>
<tr><td>取組２</td><td colspan="2">エレベーター防災対策改修助成、ブロック塀等除去への補助等</td><td>該当する
年度別計画</td><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和7年度
当初時点</td><td>主な課題</td><td colspan="3">令和7年度の取組方針</td></tr>
<tr><td>●エレベーター防災対策改修支援については、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」において、閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数が10年前の想定と比べ約2倍に増えています。</td><td colspan="3">●エレベーター防災対策改修支援について、助成対象、対象建築物、助成率及び助成金額のさらなる拡充を行います。
●ブロック塀等の安全対策について、耐震性が特に十分でないブロック塀等の除去への助成を含め、より一層安全化を促進します。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">令和7年度
末時点</td><td colspan="4">実績</td></tr>
<tr><td colspan="4">(1)エレベーター防災改修助成　24件【24件】
(2)ブロック塀の除去工事補助　2件【34件】</td></tr>
<tr><td colspan="4">評価</td></tr>
<tr><td colspan="4">●エレベーター防災対策改修支援について、改修相談時に助成制度の周知や所有者への安全化指導、閉じ込めへの警戒意識を高める啓発を行い、目標件数の24件を達成しました。
●耐震性が特に十分でないブロック塀等への啓発及びアドバイザー派遣を実施したことにより、令和7年度は除去の補助2件のほか、啓発により一定程度の自然更新も進み、安全化が図られました。</td></tr>
<tr><td>主な課題</td><td colspan="3">令和8年度の取組方針</td></tr>
<tr><td>●エレベーター防災対策改修支援については、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」において、閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数が10年前の想定と比べ約2倍に増えていることなどから、防災対策をより一層進めていくことが重要です。</td><td colspan="3">●エレベーター防災対策改修支援については、建築相談等時に改修を働きかけるとともに、引き続き、エレベーターの所有者等へ助成制度の周知を行います。</td></tr>
<tr><td>●ブロック塀の安全対策については、除去工事助成に関する問合せはあるものの、実施に至らない状況です。</td><td colspan="3">●ブロック塀等の安全対策については、耐震性が特に十分でないブロック塀等の所有者へアドバイザー派遣や個別啓発を引き続き行います。また、建築物の予備耐震診断や詳細診断の技術者派遣の際にブロック塀の除去啓発も併せて行い、助成利用を促すことで安全化を推進していきます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">令和8年度の取組内容</td></tr>
<tr><td colspan="4">エレベーター防災改修助成　【24件】
ブロック塀の除去工事補助　【20件】</td></tr>
</table>

指標

1	指標名	耐震改修工事費補助完了件数			
	定義	建築物の耐震改修工事費補助が完了した件数　［累積］			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	613件	661件	695件	729件
	実績値	607件	622件		
	達成度	99.0%	94.1%		
2	指標名	住宅の耐震化率			
	定義	住宅総戸数に対する、新耐震基準（昭和56年基準）または、これと同等の耐震性能を有する住宅戸数の割合			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	98.3%	※ ※令和7,8年度は、当該指標の目標値・実績の根拠となる住宅・土地統計調査を実施しないことから、目標値を設定しない。	※	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。
	実績値	97.0%	－	－	
	達成度	98.7%	－	－	

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	339,826 千円	387,572 千円			727,398 千円
事業経費	330,486 千円	376,442 千円			706,928 千円
一般財源	111,766 千円	125,980 千円			237,746 千円
特定財源	218,720 千円	250,462 千円			469,182 千円
執行率	97.3 %	97.1 %			97.2 %
備考	【特定財源】社会資本整備総合交付金、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業費、マンション耐震化促進補助事業費 等				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	394,121 千円	439,962 千円			834,083 千円
新宿区の人口	352,395 人	354,444 人			706,839 人
区民一人当たりのコスト	1,118.4 円	1,241.3 円			1,180.0 円

計画事業評価シート

所管部	都市計画部
所管課	建築指導課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	
個別施策	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	
計画事業	**20**	②	**建築物等の耐震性強化 （擁壁・がけの安全化の総合的な支援）**
関係法令	新宿区擁壁及びがけ安全化対策支援事業助成金交付要綱		
関係計画等	新宿区都市マスタープラン、新宿区耐震改修促進計画		

令和8年度当初時点の計画内容

20	**計画事業名**	建築物等の耐震性強化		総事業費	2,117,346
事業概要		建築物等の耐震化を促進し、地震や大雨に対する敷地の安全性を確保することにより、市街地の防災性を向上させ、災害に強い安全なまちづくりを目指します。			
20②	**枝事業名**	擁壁・がけの安全化の総合的な支援	所管部	都市計画部	継続
事業概要		擁壁及びがけの適切な安全化対策による敷地の耐震化を促進するため、所有者に対し安全化指導及び啓発を行います。また、擁壁コンサルタントや土砂災害アドバイザーとして専門技術者を派遣し、安全化促進を支援します。 居住者・家屋に大きな危害を及ぼす恐れのある擁壁及びがけについて築造工事を行う際は、工事費の一部助成を行います。また、土砂災害警戒区域内の擁壁及びがけについて、土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工事に対し、工事費の一部助成を行います。			

指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
擁壁等の安全化対策工事に対する助成件数 2件／年 【8件／年】	安全化指導及び啓発 約2,300件	［継続］	［継続］	［継続］
土砂災害特別警戒区域の指定解除件数 4件／年【1件／年】	土砂災害警戒区域内の居住者に対する意識啓発　約2,200件	土砂災害警戒区域内の居住者に対する意識啓発　約1,200件	［継続］	［継続］
安全化指導・啓発により、所有者による自主的な改修を確認した件数 20件／年 【20件／年】	安全化促進の支援 18件	［継続］	［継続］	［継続］
	築造工事費助成 7件	［継続］	［継続］	［継続］
	土砂災害対策工事費助成　1件	［継続］	［継続］	［継続］

事業費計（千円）	事業費（千円）			
241,627	33,639	60,952	73,518	73,518

※下線部は令和7年度に計画の変更を行った内容を示しています。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	□ 計画以上	■ 計画どおり	□ 計画以下

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	●区内に54箇所ある土砂災害警戒区域内の擁壁及びがけについては、その高さと傾斜から工事が大規模となるため、施工方法や費用等の理由により改善が進まないという課題があります。 ●中小企業者以外の法人は助成対象外であり、ニーズがあっても助成金を利用できないことや、助成金額の算定において実態にそぐわない状況等が見受けられます。	●安全化指導・啓発について、当初の点検調査で健全と判定されたものも含め、毎年すべての擁壁及びがけについて行います。 ●土砂災害警戒区域内の擁壁及びがけについて、所有者に対し、相談対応から技術者派遣、工法提案、合意形成支援等を専門技術者が一貫して行う伴走型支援を引き続き行うとともに、土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工事費について助成を行います。 また、居住者に対しても大雨到来時期前に個別周知を行い、土砂災害への警戒意識を高める啓発を行います。 ●築造工事費助成及び土砂災害対策工事費助成について、交付対象を拡大するとともに、築造工事費助成の助成率や助成金額を引き上げ、制度のさらなる拡充を行います。
	●専門家派遣や安全化対策工事費助成等の支援制度について、より幅広く周知していく必要があります。	●擁壁及びがけの安全化対策は、建築物の更新とあわせて行うことが効果的であることから、引き続き、建築相談等の機会を捉えて築造工事等を働きかけるとともに、建築物耐震化施策やマンション維持管理施策との連携、民間の指定確認検査機関の協力等により、支援制度の幅広い周知に努めていきます。

	実績
令和7年度 末時点	(1)安全化指導及び啓発 ①郵送による安全化指導啓発・制度周知　1,540件【約2,300件】 ②土砂災害警戒区域内居住者に対する意識啓発　1,218件【約1,200件】 (2)安全化促進の支援 ①コンサルタント派遣　7件【10件】 ②土砂災害アドバイザー派遣　1件【8件】 (3)築造工事費助成　4件【7件】 (4)土砂災害対策工事費助成　0件【1件】

評価	
●安全化指導・啓発については、すべての擁壁及びがけについて行いました。 ●支援制度については、広報、ホームページに掲載するほか、耐震化施策等との連携や指定確認検査機関の協力等を得るなどの方法により行いました。 ●土砂災害警戒区域内の擁壁及びがけについて、土砂災害アドバイザー派遣は1件、土砂災害対策工事費助成は0件でしたが、所有者への安全化指導や大雨到来時期前の居住者への個別周知等、土砂災害への警戒意識を高める啓発を行いました。 ●擁壁及びがけの情報について、庁内GISを活用し効果的・効率的な事業推進を図りました。 以上のことから、計画どおりと評価します。	
主な課題	令和8年度の取組方針
●当初の点検調査で健全と判定された箇所であっても、経年劣化や豪雨等により擁壁及びがけの健全度が悪化する場合があります。	●安全化指導・啓発について、当初の点検調査で健全と判定されたものも含め、毎年すべての擁壁及びがけについて行います。
●工事費助成件数が目標値に達していない状況が続いており、制度の一層の活用促進に向けた効果的な取組を検討する必要があります。	●擁壁及びがけの安全化対策は、建築物の更新とあわせて行うことが効果的であることから、引き続き、建築相談等の機会を捉えて築造工事等を働きかけるとともに、建築物耐震化施策やマンション維持管理施策との連携、民間の指定確認検査機関の協力等により、令和7年度より工事費助成費用の上限額を拡充した支援制度の幅広い周知に努めていきます。
●区内に54箇所ある土砂災害警戒区域内の擁壁及びがけについては、その高さと傾斜から工事が大規模となるために費用が高額となることや、区域内の所有者が多く合意形成が困難であるために改善が進まないという課題があります。	●土砂災害警戒区域内の擁壁及びがけについて、所有者に対し、相談対応から技術者派遣、工法提案、合意形成支援等を専門技術者が一貫して行う伴走型支援を引き続き行うとともに、土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工事費について助成を行います。 また、居住者に対しても大雨到来時期前に個別周知を行い、土砂災害への警戒意識を高める啓発を行います。
令和8年度の取組内容	
(1)安全化指導及び啓発 ①郵送による安全化指導啓発・制度周知 【約2,300件】 ②土砂災害警戒区域内居住者に対する意識啓発 【約1,200件】 (2)安全化促進の支援 ①コンサルタント派遣 【10件】 ②土砂災害アドバイザー派遣 【8件】 (3)築造工事費助成 【7件】 (4)土砂災害対策工事費助成 【1件】	

指標

1	指標名	擁壁等の安全化対策工事に対する助成件数			
	定義	築造工事費及び土砂災害対策工事費の助成件数　［年度別］			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	8件／年	8件／年	8件／年	8件／年
	実績値	3件／年	4件／年		
	達成度	37.5%	50.0%		
2	指標名	土砂災害特別警戒区域の指定解除件数			
	定義	築造工事もしくは土砂災害対策工事を行ったことにより、土砂災害特別警戒区域の指定が解除された件数　［年度別］			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	1件／年	1件／年	1件／年	1件／年
	実績値	1件／年	1件／年		
	達成度	100.0%	100.0%		
3	指標名	安全化指導・啓発による擁壁等の改修促進			
	定義	安全化指導・啓発により、所有者による自主的な改修を確認した件数　［年度別］			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	20件／年	20件／年	20件／年	20件／年
	実績値	18件／年	17件／年		
	達成度	90.0%	85.0%		

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	44,230 千円	60,952 千円			105,182 千円
事業経費	38,612 千円	50,479 千円			89,091 千円
一般財源	36,623 千円	49,557 千円			86,180 千円
特定財源	1,989 千円	922 千円			2,911 千円
執行率	87.3 %	82.8 %			84.7 %
備考	【特定財源】 社会資本整備総合交付金				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	48,555 千円	56,434 千円			104,989 千円
新宿区の人口	352,395 人	354,444 人			706,839 人
区民一人当たりのコスト	137.8 円	159.2 円			148.5 円

計画事業評価シート

所管部	都市計画部
所管課	防災都市づくり課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	
個別施策	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり ②木造住宅密集地域解消の取組の推進	
計画事業	**21**	**①**	**木造住宅密集地域の防災性強化 （木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区））**
関係法令	―		
関係計画等	―		

令和8年度当初時点の計画内容

21	**計画事業名**	木造住宅密集地域の防災性強化	総事業費	356,828	
事業概要		木造住宅密集地域において、地域住民との協働により、地区計画等を導入し、建築物の不燃化を促進するとともに、道路や公園等の公共施設を整備し、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりの実現を目指します。			
21①	**枝事業名**	木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区）	所管部	都市計画部	拡充
事業概要		若葉地区及び若葉・須賀町地区において、老朽化した木造住宅の建替えや共同化を推進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、地区の防災性の向上と住環境の改善を図ります。			

指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
道路用地等の買収面積 88㎡【196㎡】	道路用地等買収 39㎡	道路用地等買収 15㎡	道路用地等買収 34㎡	道路用地等買収 20㎡
不燃領域率 57%【61%】	若葉地区 ○地区計画変更 ○新たな防火規制導入	若葉地区 ○地区計画の運用支援	［継続］	［継続］
	若葉・須賀町地区 ○地区計画変更 ○新たな防火規制導入	若葉・須賀町地区 ○地区計画の運用支援	［継続］	［継続］
事業費計（千円）	事業費（千円）			
355,013	85,393	46,952	152,076	70,592

※下線部は令和7年度に計画の変更を行った内容を示しています。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

<table>
<tr><td>評価</td><td colspan="2">□　計画以上</td><td>■　計画どおり</td><td>□　計画以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和7年度
当初時点</td><td>主な課題</td><td colspan="3">令和7年度の取組方針</td></tr>
<tr><td>●若葉・須賀町地区は、地域危険度の高い地域であるため、引き続き地区計画等を活用し、建替え等にあわせた道路等の基盤整備を促進することで、まちの不燃化を進めていく必要があります。</td><td colspan="3">●地元のまちづくり協議会等に対し、地区計画等の運用支援や新たな防火規制導入を周知していきます。
●新たな道路用地の買収に取り組みます。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">令和7年度
末時点</td><td colspan="4">実績</td></tr>
<tr><td colspan="4">(1)道路用地買収等
●区の土地開発公社からの買戻し（令和7年4月 対象地8:4.88㎡、対象地9:10.35㎡）
●新規道路用地取得に向けた調査
不動産鑑定委託契約（令和7年6月 対象地11:7.92㎡、対象地12:13.03㎡ 対象地13:12.82㎡）ほか
(2)地区計画等の運用支援
①若葉地区
●まちづくり協力基準の改定に向けた役員会（令和7年7月、9月、12月、令和8年2月）
●まちづくりニュース発行（令和7年6月、12月）
●共同建替え勉強会
（A地区:令和7年6月 B地区:令和7年4月、6月、10月、令和8年1月、3月 C地区:令和7年4月、9月、12月）
②若葉・須賀町地区
●まちづくりニュース発行（令和7年6月、令和8年1月）</td></tr>
<tr><td colspan="4">評価</td></tr>
<tr><td colspan="4">●道路用地等の買収については、令和6年度に土地開発公社が買収した用地を令和7年度に区が買戻しを行い、指標に掲げる買収面積は目標を達成しました。

以上のことから、計画どおりと評価します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">主な課題</td><td colspan="2">令和8年度の取組方針</td></tr>
<tr><td colspan="2">●若葉・須賀町地区は、地域危険度の高い地域であるため、地区計画等を活用し、老朽化した木造住宅の建替えや共同化を推進するに当たり、住民の合意形成や、現在見直しを進めている地域ルールの改定を行う必要があります。</td><td colspan="2">●地区計画変更等に基づき、令和7年度は地元協議会役員とともに地域ルールの見直しを検討しました。その結果を受け、協議会全体会にて地域ルールを改定し、周知・運用支援を行います。
●共同化の勉強会を実施している地区について、住民の意向を確認しながら協議・調整を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="4">令和8年度の取組内容</td></tr>
<tr><td colspan="4">(1)道路用地買収等
●新規道路用地取得に向けた調査【5敷地】
●道路拡幅整備工事【約20.5㎡】
(2)地区計画等の運用支援
●若葉地区
地域ルールの改定・運用開始
●若葉・須賀町地区
道路拡幅整備促進に向けた周知</td></tr>
</table>

指標

1	指標名	道路用地等の買収面積			
	定義	道路用地等の買収面積　［累積］			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	127㎡	142㎡	176㎡	196㎡
	実績値	127㎡	142㎡		
	達成度	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
2	指標名	不燃領域率			
	定義	若葉・須賀町地区の不燃領域率			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	58%	59%	60%	61%
	実績値	58.9%	59.2%		
	達成度	101.6%	100.3%	0.0%	0.0%

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	85,393 千円	46,952 千円			132,345 千円
事業経費	85,001 千円	45,557 千円			130,558 千円
一般財源	23,513 千円	20,241 千円			43,754 千円
特定財源	61,488 千円	25,316 千円			86,804 千円
執行率	99.5 %	97.0 %			98.6 %
備考	【特定財源】 密集市街地総合防災事業補助金、東京都防災密集地域総合整備事業補助金				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	69,469 千円	61,398 千円			130,867 千円
新宿区の人口	352,395 人	354,444 人			706,839 人
区民一人当たりのコスト	197.1 円	173.2 円			185.1 円

計画事業評価シート

所管部	都市計画部
所管課	防災都市づくり課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	
個別施策	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり　②木造住宅密集地域解消の取組の推進	
計画事業	**21**	**②**	**木造住宅密集地域の防災性強化 （不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区））**
関係法令	―		
関係計画等	西新宿五丁目南エリアまちづくり構想		

令和8年度当初時点の計画内容

21	**計画事業名**	木造住宅密集地域の防災性強化		総事業費	356,828
事業概要		木造住宅密集地域において、地域住民との協働により、地区計画等を導入し、建築物の不燃化を促進するとともに、道路や公園等の公共施設を整備し、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりの実現を目指します。			
21②	**枝事業名**	不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区）	所管部	都市計画部	継続
事業概要		不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）に指定されている西新宿五丁目地区において、不燃化特区内の支援制度を活用することに加え、西新宿五丁目南エリアでは、地元発意によるまちづくり構想に基づいて、まちづくりが行えるよう支援していくことにより、地区の防災性の向上を進めていきます。			

指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
不燃領域率 69% 【70%（令和7年度）】	南エリア ○まちづくり構想の運用支援	［継続］	―	―
事業費計（千円）	事業費（千円）			
1,815	887	928	―	―

本事業は不燃化推進特定整備事業が完了する令和7年度までとし、令和8年度以降は経常事業「木造住宅密集地域における不燃化建替え促進」において、耐火建築物等への不燃化建替えや既存木造住宅の除却に対する助成を引き続き実施します。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	□ 計画以上	■ 計画どおり	□ 計画以下

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	●北エリアでは市街地再開発事業の本体工事が竣工し、地域の不燃化が進んでいますが、南エリアでは、幅員4m未満の細街路が多く存在するほか、老朽化した木造住宅の密集する地域が残っています。	●南エリアにおいて、隣接する市街地再開発事業地区と南エリア周辺地域を連携させて、快適で魅力あるまちづくりを進めていきます。

令和7年度 末時点	実績
	●西新宿五丁目地区南エリア まちづくり構想に基づく協議会の活動周知：まちづくりニュースの発行（約2,800部、令和8年2月）
	評価
	●令和6年11月に西新宿五丁目中央南地区市街地再開発事業（北エリア）の本体工事が竣工したことや、南エリアにおいて建替えが行われたことなどから、不燃化推進特定整備地区における不燃領域率は73.7%となり、指標の目標値を達成しました。 ●令和7年度末で不燃化特区の指定が解除されることに伴い、特区内の支援制度が利用できなくなる点と、今後も耐火建築物等への不燃化建替えや既存木造住宅の除却に対する助成を実施する点について、エリア内の権利者へ周知しました。 以上のことから、計画どおりと評価します。

主な課題	令和8年度の取組方針
●不燃領域率は70%を超え、令和7年度末で不燃化特区の指定が解除されたため、本事業は終了しました。	●不燃領域率は70%を超え、令和7年度末で不燃化特区の指定が解除されたため、本事業は終了しました。 ●今後は「木造住宅密集地域における不燃化建替え促進」として経常事業に位置付け、耐火建築物等への不燃化建替や既存木造住宅の除却に対する助成を実施します。

指標

1	指標名	不燃領域率			
	定義	不燃化特区の不燃領域率			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	70%	70%		
	実績値	74%	74%		
	達成度	105.7%	105.7%		

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	887 千円	928 千円			1,815 千円
事業経費	632 千円	715 千円			1,347 千円
一般財源	514 千円	545 千円			1,059 千円
特定財源	118 千円	170 千円			288 千円
執行率	71.3 %	77.0 %			74.2 %
備考	【特定財源】 東京都不燃化推進特定整備事業補助金				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	4,609 千円	4,685 千円			9,294 千円
新宿区の人口	352,395 人	354,444 人			706,839 人
区民一人当たりのコスト	13.1 円	13.2 円			13.1 円

計画事業評価シート

所管部	都市計画部
所管課	建築調整課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	
個別施策	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり ④災害に強い都市基盤の整備	
計画事業	**23**	**－**	**細街路の拡幅整備**
関係法令	建築基準法、新宿区細街路拡幅整備条例		
関係計画等	新宿区都市マスタープラン		

令和８年度当初時点の計画内容

23	**計画事業名**	細街路の拡幅整備	所管部	都市計画部	継続
事業概要		「新宿区細街路拡幅整備条例」に基づき、幅員４ｍ未満の細街路を拡幅整備し、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進します。			

指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
年間合意距離 6.0km／年 （累計 約131km） 【6.0km／年 （累計 約155km）】	年間合意距離 約6.0km	［継続］	［継続］	［継続］
年間整備距離 2.5km／年 （累計 約47km） 【2.5km／年 （累計 約57km）】	年間整備距離 約2.5km	［継続］	［継続］	［継続］
声かけによる協力要請件数 20件／年【20件／年】	声かけによる 協力要請 20件	［継続］	［継続］	［継続］
事業費計（千円）	事業費（千円）			
1,669,205	406,303	413,065	443,849	405,988

※下線部は令和7年度に計画の変更を行った内容を示しています。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	□ 計画以上	■ 計画どおり	□ 計画以下

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	●細街路の拡幅整備は、災害に強いまちづくりを実現するための重要な施策であることから、引き続き細街路の拡幅に関する協議及び整備を推進していく必要があります。	●建築物の建替えに伴う「事前協議による拡幅整備」 ●既存建物が存する拡幅が未整備な敷地への「声かけによる拡幅整備」 ●細街路の拡幅整備の必要性についての継続的な周知・啓発等 ●地区計画等の他のまちづくりとの連携

令和7年度 末時点	
	実績
	（１）協議による拡幅整備（合意距離） 協議申請件数 591件 （令和6年度 621件） 整備件数 205件 （令和6年度 239件） 協議に伴う合意距離 約4.5km 【6.0km】 （２）年間整備距離（拡幅整備） 整備距離 約 2.1km 【2.5km】 （３）声かけの実施(個別) 22件 【20件】
	評価
	●事前協議による拡幅整備については、令和7年度の協議申請件数は591件、整備件数は205件であり、いずれも令和6年度を下回りました。一方、合意距離は令和6年度の4.46kmから4.53kmへと上回るなど、建築主等との協議を的確に行い、おおむね目標を達成しました。 ●声かけによる拡幅整備については、後退工事隣接地や区民からの相談があった敷地に対し22件の声かけを行った結果、工事の実施が見込まれるものが2件あり、順調に実績を積み上げ目標を達成できました。 ●細街路の拡幅整備の周知・啓発については、啓発グッズを活用しながらパンフレットの配布を行いました。区民から拡幅整備の要望をいただき、声かけによる拡幅整備につなげるなど、着実に事業を推進しました。 以上のことから、計画どおりと評価します。

主な課題	令和8年度の取組方針
●令和7年度は後退工事隣接地に対して行った結果、工事の実施が見込まれるものが2件あり、順調に実績を積み上げました。しかし、土地所有者に後退の意思があっても、後退部分に支障物等があることや近隣との調整で、側溝等の後退ができない場合があります。	●引き続き、当事業の周知・啓発に取り組み、細街路の拡幅に関する協議及び整備を推進しつつ、区道での路線ごとの整備の際に、声かけを行うことで支障物への対応や近隣との調整を円滑に進め、側溝等の後退を進めます。

令和8年度の取組内容
（１）協議による拡幅整備（合意距離） 協議に伴う合意距離 【6.0km】 （２）年間整備距離（拡幅整備） 整備距離 【2.5km】 （３）声かけの実施(個別) 【20件】

指標

1	指標名	年間合意距離			
	定義	細街路事前協議等により、年度内に合意した延長距離　[年度別]			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	6.0km／年	6.0km／年	6.0km／年	6.0km／年
	実績値	4.5km／年	4.5km／年		
	達成度	75.0%	75.0%		
2	指標名	年間整備距離			
	定義	細街路事前協議等に基づき、年度内に区が拡幅整備を実施した細街路（区道及び私道）の延長距離　[年度別]			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	2.5km／年	2.5km／年	2.5km／年	2.5km／年
	実績値	2.3km／年	2.1km／年		
	達成度	92.0%	84.0%		
3	指標名	声かけによる協力要請件数			
	定義	土地所有者等に対し細街路拡幅整備に関する協力要請を行った件数　[年度別]			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	20件／年	20件／年	20件／年	20件／年
	実績値	21件／年	22件／年		
	達成度	105.0%	110.0%		

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	425,077 千円	447,632 千円			872,709 千円
事業経費	401,389 千円	438,275 千円			839,664 千円
一般財源	383,982 千円	414,444 千円			798,426 千円
特定財源	17,407 千円	23,831 千円			41,238 千円
執行率	94.4 %	97.9 %			96.2 %
備考	【特定財源】 土木費受託収入、土木手数料				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	463,526 千円	493,844 千円			957,370 千円
新宿区の人口	352,395 人	354,444 人			706,839 人
区民一人当たりのコスト	1,315.4 円	1,393.3 円			1,354.4 円

計画事業評価シート

所管部	みどり土木部
所管課	道路課

基本政策	Ⅱ	暮らしやすさ１番の新宿	
個別施策	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり ④災害に強い都市基盤の整備	
計画事業	**24**	**－**	**道路の無電柱化整備**
関係法令	無電柱化の推進に関する法律		
関係計画等	新宿区無電柱化推進計画		

令和８年度当初時点の計画内容

24	**計画事業名**	道路の無電柱化整備	所管部	みどり土木部	継続
事業概要		「新宿区無電柱化推進計画」に基づき、電線類を地下に埋設し、電柱を撤去することにより、災害に強いまちづくりを進めるとともに、歩行空間のバリアフリー化や美しい都市景観の創出を図ります。また、民間大規模開発等の機会をとらえ、事業者に無電柱化の整備を要請していきます。			

指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業進捗率※ 女子医大通り 20%【60%】 四谷駅周辺区道 20% 【100%】 上落中通り 10%【40%】 水野原通り 40% 【100%】	女子医大通り ○支障移設 ○道路詳細設計 ○歩行者空間整備工事	女子医大通り ○支障移設 ○共同溝本体工事	［継続］	女子医大通り ○支障移設 ○共同溝本体工事 ○引込連系管工事（電力） ○引込連系管設計（通信） ○道路詳細設計
	四谷駅周辺区道 ○支障移設 ○共同溝本体工事 ○引込連系管設計（通信）	四谷駅周辺区道 ○引込連系管工事（電力） ○引込連系管工事（通信） ○道路詳細設計	四谷駅周辺区道 ○引込連系管工事（通信）	四谷駅周辺区道 ○道路築造工事
	上落中通り ○共同溝詳細設計 ○道路詳細設計	上落中通り ○共同溝詳細設計	上落中通り ○支障移設 ○引込連系管設計（電力）	上落中通り ○支障移設
	水野原通り ○共同溝本体工事 ○引込連系管工事（電力） ○引込連系管設計（通信） ○道路詳細設計	水野原通り ○共同溝本体工事 ○引込連系管工事（電力） ○引込連系管設計（通信） ○引込連系管工事（通信） ○道路詳細設計	水野原通り ○引込連系管工事（通信）	水野原通り ○道路築造工事
	―	無電柱化事業効果検証調査	「新宿区無電柱化推進計画」の改定	―
事業費計（千円）	事業費（千円）			
1,980,695	658,957	454,418	508,835	358,485

※ 事業進捗率
共同溝予備設計完了：10%　共同溝詳細設計完了：20%　支障移設完了：40%
共同溝本体工事完了：60%　引込連系管工事完了：80%　道路築造工事完了：100%

※下線部は令和7年度に計画の変更を行った内容を示しています。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	□ 計画以上	■ 計画どおり	□ 計画以下

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	●近年の大規模地震や大型台風の頻発化により、防災の観点において道路の無電柱化の必要性が再認識されています。	●引き続き、4路線の事業に取り組み、災害に強いまちづくりを推進していきます。
	●道路の無電柱化は、比較的広い歩道を有する主要な区道だけでなく、歩行空間の狭い生活道路においても整備の要望があります。 ●整備にあたっては、地上機器の設置場所や歩行者動線の確保、信号配線の交通管理者協議や占用物件管理者との移設調整など、多大な経費と時間がかかります。	●沿道要望を踏まえて工程を再調整したため、年度別計画を変更し、令和7年度において、四谷駅周辺区道では引込連系管工事（電力）を、水野原通りでは共同溝本体工事を実施します。
	●都との連携や現在事業中路線の完了時期が見えてきたことから、「新宿区無電柱化推進計画」の早期改定に向け検討する必要があります。	●「新宿区無電柱化推進計画」の早期改定に向けた効果検証調査委託を実施します。

	実績
令和7年度 末時点	(1)女子医大通り　：支障移設、共同溝本体工事を実施 (2)四谷駅周辺区道　：引込連系管工事（電力）、引込連系管工事（通信）、道路詳細設計を実施 (3)上落中通り　：共同溝詳細設計を実施 (4)水野原通り　：共同溝本体工事、引込連系管工事（電力）、引込連系管設計（通信）、引込連系管工事（通信）、道路詳細設計を実施 (5)無電柱化事業効果検証調査 ：評価項目の見直し、整備効果の検証を実施
	評価
	●計画していた各路線において、設計段階から施工段階まで、事業の進捗状況に応じた取組を着実に進めることができました。 ●令和7年度に実施した無電柱化事業効果検証調査により整備効果を把握したことで、令和8年度の「新宿区無電柱化推進計画」改定に向けた基礎資料として活用するための基盤を構築することができました。 以上のことから、計画どおりと評価します。

主な課題	令和8年度の取組方針
●近年の大規模地震や大型台風の頻発化により、防災の観点において道路の無電柱化の必要性が再認識されています。	●引き続き、4路線の事業に取り組み、災害に強いまちづくりを推進していきます。
●上落中通り、四谷駅周辺区道、水野原通りについては、令和7年度に実施した共同溝および道路詳細設計の内容を踏まえ、計画的かつ着実に事業を進めていく必要があります。	●上落中通りにおいては支障移設を、四谷駅周辺区道および水野原通りにおいては引込連系管工事（通信）を実施するとともに、共同溝および道路詳細設計の内容を踏まえ、関係機関との調整や工程調整を実施します。
●道路の無電柱化は、比較的広い歩道を有する主要な区道だけでなく、歩行空間の狭い生活道路においても整備の要望があります。 ●整備にあたっては、地上機器の設置場所や歩行者動線の確保、信号配線の交通管理者協議や占用物件管理者との移設調整など、多大な経費と時間がかかります。	●区有施設の空地の利用検討や地下設備の小型化を採用し、歩行空間の狭い路線についても整備を検討していきます。 ●各関係機関との協議を着実に実施しつつ、整備に向けて手続きを進めていきます。
●現在事業中の路線の進捗状況を踏まえた新規路線の検討や、国や都の動向に合わせた計画の改定が必要です。	●現在事業中路線の完了時期が見えてきたことや、国や都の計画改定の動きに合わせて連携を図る観点から、「新宿区無電柱化推進計画」の改定を行います。
令和8年度の取組内容	
(1)女子医大通り　：支障移設、共同溝本体工事を実施 (2)四谷駅周辺区道　：引込連系管工事（通信）を実施 (3)上落中通り　：支障移設、引込連系管設計（電力）実施 (4)水野原通り　：引込連系管工事（通信）を実施 (5)無電柱化推進計画改定委託 ：「新宿区無電柱化推進計画」の改定	

指標

1	指標名	事業進捗率（女子医大通り）			
	定義	共同溝予備設計完了：10%　共同溝詳細設計完了：20%　支障移設完了：40% 共同溝本体工事完了：60%　引込連系管工事完了：80%　道路築造工事完了：100%			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	20%	20%	20%	60%
	実績値	20%	20%		
	達成度	100.0%	100.0%		
2	指標名	事業進捗率（四谷駅周辺区道）			
	定義	共同溝予備設計完了：10%　共同溝詳細設計完了：20%　支障移設完了：40% 共同溝本体工事完了：60%　引込連系管工事完了：80%　道路築造工事完了：100%			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	60%	60%	80%	100%
	実績値	60%	60%		
	達成度	100.0%	100.0%		
3	指標名	事業進捗率（上落中通り）			
	定義	共同溝予備設計完了：10%　共同溝詳細設計完了：20%　支障移設完了：40% 共同溝本体工事完了：60%　引込連系管工事完了：80%　道路築造工事完了：100%			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	10%	20%	20%	40%
	実績値	10%	20%		
	達成度	100.0%	100.0%		
4	指標名	事業進捗率（水野原通り）			
	定義	共同溝予備設計完了：10%　共同溝詳細設計完了：20%　支障移設完了：40% 共同溝本体工事完了：60%　引込連系管工事完了：80%　道路築造工事完了：100%			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	40%	60%	80%	100%
	実績値	40%	60%		
	達成度	100.0%	100.0%		

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	658,957 千円	454,418 千円			1,113,375 千円
事業経費	415,763 千円	444,212 千円			859,975 千円
一般財源	274,995 千円	381,862 千円			656,857 千円
特定財源	140,768 千円	62,350 千円			203,118 千円
執行率	63.1 %	97.8 %			77.2 %
備考	【特定財源】 無電柱化推進計画事業費、区市町村無電柱化事業に対する都費補助				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	434,655 千円	463,070 千円			897,725 千円
新宿区の人口	352,395 人	354,444 人			706,839 人
区民一人当たりのコスト	1,233.4 円	1,306.5 円			1,270.1 円

計画事業評価シート

所管部	みどり土木部
所管課	道路課

基本政策	Ⅱ	暮らしやすさ１番の新宿	
個別施策	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり ④災害に強い都市基盤の整備	
計画事業	**25**	**①**	**道路・公園の防災性向上 （道路の治水対策）**
関係法令	道路法		
関係計画等	東京都豪雨対策基本方針		

令和８年度当初時点の計画内容

25	**計画事業名**	道路・公園の防災性の向上		総事業費	479,559
事業概要		地震や豪雨等の自然災害に強いまちづくりを推進するため、区の管理する道路・公園の整備を行い、防災性の向上を図ります。			
25①	**枝事業名**	道路の治水対策	所管部	みどり土木部	拡充
事業概要		「東京都豪雨対策基本方針」に基づく豪雨対策を計画的に実施します。 道路の治水対策として、水害の発生した地域等において、経年劣化により透水機能が低下した舗装等の機能回復や、浸透及び貯留機能の拡充を実施していくことで、区内における水害を軽減します。			

指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
道路の治水対策の進捗状況 151,412㎡ 【166,512㎡】	透水性舗装等の整備 2,500㎡相当	透水性舗装等の整備 4,200㎡相当	［継続］	［継続］
事業費計（千円）	事業費（千円）			
450,498	74,586	125,304	125,304	125,304

※下線部は令和7年度に計画の変更を行った内容を示しています。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	□ 計画以上	■ 計画どおり	□ 計画以下

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度当初時点	●近年豪雨災害の危険を及ぼす大雨の発生頻度が大幅に増加していることから、さらなる治水対策の強化が求められています。	●令和7年度より、「東京都豪雨対策基本方針」等に基づく目標対策量が引き上がることから（6mm/hr→10mm/hr）、透水性舗装等の施工面積を4,200㎡相当に拡大し、経年劣化した透水機能の回復や、雨水浸透機能の拡充を図ります。

令和7年度末時点

実績

透水性舗装等の整備（5,566㎡）【4,200㎡】
①富久町地内（536㎡）：整備工事完了（令和7年11月）
②高田馬場一丁目地内（328㎡）：整備工事完了（令和7年10月）
③戸山一丁目地内（969㎡）：整備工事完了（令和8年2月）
④内藤町地内（691㎡）：整備工事完了（令和8年2月）
⑤百人町三丁目地内（2,484㎡）：整備工事完了（令和8年3月）
⑥北新宿三丁目地内（558㎡）：整備工事完了（令和8年3月）

評価

●透水性舗装等の整備を着実に進め、当初予定した目標（4,200㎡）を上回る5,566㎡の整備を達成しました。

以上のことから、計画どおりと評価します。

主な課題	令和8年度の取組方針
●豪雨による道路冠水や内水氾濫等のリスクが顕在化している状況を踏まえ、引き続き治水対策の強化が求められています。	●透水性舗装等を4,200㎡施工し、引き続き経年劣化した透水機能の回復や、雨水浸透機能の拡充を図ります。

令和8年度の取組内容

●透水性舗装等の整備工事【4,200㎡】：下落合一丁目地内、西落合三丁目地内ほか

指標

	指標名	道路の治水対策の進捗状況			
1	定義	透水性舗装等の新設・改修を行った面積　［累積］ ■ 整備予定 令和6年度：2,500㎡／年相当 令和7~9年度：4,200㎡／年相当の整備			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	153,912㎡	158,112㎡	162,312㎡	166,512㎡
	実績値	154,713㎡	160,279㎡		
	達成度	100.5%	101.4%		

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	74,586 千円	125,304 千円			199,890 千円
事業経費	74,586 千円	125,304 千円			199,890 千円
一般財源	74,586 千円	125,304 千円			199,890 千円
特定財源	0 千円	0 千円			0 千円
執行率	100.0 %	100.0 %			100.0 %
備考					

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	79,558 千円	138,207 千円			217,765 千円
新宿区の人口	352,395 人	354,444 人			706,839 人
区民一人当たりのコスト	225.8 円	389.9 円			308.1 円

計画事業評価シート

所管部	総務部（危機管理担当部）
所管課	危機管理課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	2	災害に強い体制づくり
計画事業	**27**	**－　被災者生活再建支援体制の強化**
関係法令	被災者生活再建支援法	
関係計画等	新宿区震災復興マニュアル、新宿区地域防災計画、新宿区事業継続計画　等	

令和8年度当初時点の計画内容

27	**計画事業名**	被災者生活再建支援体制の強化	所管部	総務部	新規
事業概要		災害時における被災者生活再建支援の強化に向けて、体制整備を行います。罹災証明書の前提となる住家被害認定調査や罹災証明書発行事務のデジタル化、職員に対して実践的な研修を行うことにより、発災後の対応の迅速化を図ります。			

指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
住家被害認定調査の調査リーダー育成状況 40名／年 【40名／年】	被災者生活再建支援システムの更新・運用	被災者生活再建支援システムの運用	［継続］	［継続］
被災後の相談に対応する職員の育成状況 ―【100%】	住家被害認定調査モバイルシステムの導入・運用	モバイルシステムの導入・運用 〇住家被害認定調査モバイルシステムの運用 〇応急危険度判定システムの導入・運用	モバイルシステムの運用 〇住家被害認定調査モバイルシステムの運用 〇応急危険度判定システムの運用	［継続］
	―	住家被害認定調査及び応急危険度判定のシステム連携の導入・運用	住家被害認定調査及び応急危険度判定のシステム連携の運用	［継続］
	罹災証明書発行システムの更新・運用	罹災証明書発行システムの運用	［継続］	［継続］
	被災者台帳システムの更新	被災者台帳システムの運用に向けた相談体制の整備	被災者台帳システムの運用	［継続］
	職員の育成 〇住家被害認定調査研修の実施	職員の育成 〇住家被害認定調査研修の実施 〇応急危険度判定研修の実施	職員の育成 〇住家被害認定調査研修の実施 〇応急危険度判定研修の実施 〇被災後の相談に関する研修の実施	［継続］
	―	―	―	「新宿区震災復興マニュアル」の改定
事業費計（千円）	事業費（千円）			
34,453	7,382	6,161	7,146	13,764

※下線部は令和7年度に計画の変更を行った内容を示しています。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	□ 計画以上	■ 計画どおり	□ 計画以下

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	●更なる迅速な罹災証明書の発行につなげるため、住家被害認定調査システムと応急危険度判定システムとの連携や新たに導入する応急危険度判定システムに関する職員への研修が必要です。	●地震発生後の二次被害を防止することを目的として行う「応急危険度判定」のためのシステムを新たに導入し、住家被害認定調査モバイルシステムと連携させることで、より効率的な住家被害認定調査につなげます。 ●応急危険度判定を行う被災建築等調査班に配属される職員を対象に、端末操作を伴う実践的な研修を実施し、実効性を高めます。 ●住家被害認定調査モバイルシステムの導入及び東京都の「復興施策ガイドライン」等を踏まえ新宿区震災復興マニュアルを改定します。

令和7年度 末時点	実績 (1)応急危険度判定システムの導入及び住家被害認定調査システムの相互連携（令和7年4月） (2)住家被害認定調査研修（令和7年11月11日） 対象者：主に地域活動班に配属される職員　40名 (3)応急危険度判定研修（令和8年1月22日） 対象者：主に被災建築等調査班に配属される職員　40名 (4)新宿区震災復興マニュアルの改定 東京都が令和8年度に改定する「区市町村震災復興標準マニュアル」の内容と行動手順の整合性を図るため、 改定時期を延期 【令和9年度改定】 (5)各種システムの運用 被災者生活再建支援システム及びモバイルシステム等の運用（通年） 「災害時応急活動マニュアル」等に反映可能な簡易マニュアルの作成及び説明会の実施（令和8年2月）
	評価 ●応急危険度判定システムの導入及び住家被害認定調査システムの相互連携は、当初の予定どおり実施し、効率的な住家被害認定調査につなげました。 ●住家被害認定調査研修及び応急危険度判定研修については、当初の予定どおり実施したことに加え、タブレットの活用や端末操作を伴う研修内容としたことにより、参加者の理解度が高く、実践的かつ実効性の高い研修となりました。 ●各種システムの運用については、各課の「災害時応急活動マニュアル」等に、新たにシステム運用に関する内容を反映させるため、簡易マニュアルを令和8年2月に作成するとともに、操作説明会等を実施し、職員の理解促進及び円滑なシステム運用体制の構築につなげました。 以上のことから、計画どおりと評価します。

主な課題	令和8年度の取組方針
●発災時に被災者の支援や相談に迅速に対応するため、被災後の相談体制を強化する必要があります。	●被災者生活再建支援システムを利用する職員を対象に、被災後の相談に関する研修を実施し、実効性を高めます。

令和8年度の取組内容

(1)住家被害認定調査研修【令和8年11月】
　対象者：主に地域活動班に配属される職員　40名
(2)応急危険度判定研修【令和9年1月】
　対象者：主に被災建築等調査班に配属される職員　40名
(3)被災後の相談に関する研修【令和8年11月】
　対象者：被災者生活再建支援システムを利用する職員　40名
(4)各種システムの運用
　被災者生活再建支援システム及びモバイルシステム等の運用

指標

1	指標名	住家被害認定調査の調査リーダー育成状況			
	定義	住家被害認定調査の調査リーダーの育成数　[年度別]			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	40名／年	40名／年	40名／年	40名／年
	実績値	40名／年	40名／年		
	達成度	100.0%	100.0%		
2	指標名	被災後の相談に対応する職員の育成状況			
	定義	被災後の相談に関する研修受講後のアンケートで、理解度を5段階中の4以上と回答した職員の割合			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	―	―	100%	100%
	実績値	―	―		
	達成度	―	―		

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	7,382 千円	6,161 千円			13,543 千円
事業経費	5,162 千円	6,092 千円			11,254 千円
一般財源	5,162 千円	6,092 千円			11,254 千円
特定財源	0 千円	0 千円			0 千円
執行率	69.9 %	98.9 %			83.1 %
備考					

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	8,144 千円	4,632 千円			12,776 千円
新宿区の人口	352,395 人	354,444 人			706,839 人
区民一人当たりのコスト	23.1 円	13.1 円			18.1 円

経常事業評価シート

所管部	都市計画部
所管課	防災都市づくり課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり
経常事業	**336**	**木造住宅密集地域における不燃化建替え促進**
関係法令	都市計画法、東京都建築安全条例、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、 新宿区不燃化建替促進事業補助金交付要綱	
関係計画等	―	

事業概要	木造住宅密集地域のうち、特に不燃化の推進を位置付けている区域や、地域住民により新防火規制又は地区計画を策定し、災害に強いまちづくりを推進している区域を対象に、耐火建築物等への不燃化建替え及び既存木造建築物の除却に対して助成を行い、火災に強いまちを実現します。 1　対象地区 木造住宅密集地域等のうち、 ①都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域 （同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域に限る。） ②東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による東京都知事の指定を受けた区域 ③密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区の区域 2　助成対象事業 ①既存の木造住宅の不燃化建替工事への補助 ②既存の木造住宅の除却工事への補助

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要
令和7年度 当初時点	主な課題 ●不燃化建替や除却の工事費助成の活用を更に促進し、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりの推進が求められています。	令和7年度の取組方針 ●木造住宅密集地域等のうち、特に不燃化を推進すべき区域や、災害に強いまちづくりを推進している区域を対象に、既存建築物の不燃化建替工事及び除却工事に対する助成を実施します。
令和7年度 末時点	実績 ●不燃化建替促進事業 ・不燃化建替助成　3件、除却助成　9件 ・広報新宿への掲載（令和7年11月）、新宿駅周辺等の街頭大型ビジョンによる周知（通年） ・リーフレットやパンフレットによる周知	
	評価 ●不燃化建替や除却の工事費助成の活用について、令和6年度は実績11件、令和7年度実績は12件と、地域における不燃化は着実に進んでいます。 以上のことから、適切と評価します。	
	主な課題 ●不燃化が着実に進んでおり、引き続き、既存木造建築物の不燃化を一層促進していく必要があります。	令和8年度の取組方針 ●除却前の耐震診断について、簡易な方法による診断も可能となり制度活用の利便性が向上したことから、チラシやリーフレット等の案内を改善し、不燃化の周知啓発を実施します。

事業経費（令和7年度）

予算現額	15,073 千円
事業経費	12,390 千円
一般財源	7,495 千円
特定財源	4,895 千円
執行率	82.2 %
備考	【特定財源】 社会資本整備総合交付金、戸建住宅等耐震化促進事業費

経常事業評価シート

所管部	都市計画部
所管課	景観・まちづくり課・防災都市づくり課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり
経常事業	**337**	**新たな防火規制による不燃化の促進**
関係法令	都市計画法、建築基準法、東京都建築安全条例	
関係計画等	新宿区都市マスタープラン　等	

事業概要	木造住宅が密集している地域を対象として、新たな防火規制や地区計画等の導入による不燃化促進、道路状空間の確保などを図ることで、木造住宅密集地域の解消に取り組みます。 1　新たな防火規制 (1)指定区域 ①指定区域１　上落合三丁目　上落合二丁目の一部 ②指定区域２　上落合一丁目　上落合二丁目の一部 ③指定区域３　赤城下町、中里町、天神町、神楽坂六丁目、赤城元町、矢来町、東榎町、築地町、改代町の一部 ④指定区域４　市谷山伏町、南榎町、榎町及び弁天町の一部 ⑤指定区域５　西新宿五丁目 ⑥指定区域６　若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、南元町、須賀町、左門町、四谷三丁目及び信濃町各地内 (2)指定の要件（災害時の危険性が高い地域） ①地震に関する地域危険度測定調査における建物倒壊危険度の評価がランク4以上の地域 ②地震に関する地域危険度測定調査における火災危険度の評価がランク4以上の地域 ③老朽木造棟数が30棟/ha以上の地域 ④防災都市づくり推進計画に基づく、木造住宅密集地域、農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域又は不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域 ⑤避難場所及び避難道路並びにこれらの周辺等防災上火災を抑制する必要のある地域 ⑥防災街区整備方針に基づく防災再開発促進地区 ⑦その他市街地の特性や周辺の状況により①から⑥までに準ずると認められる地域 2　道路状空間の確保 上記指定区域のうち、木造住宅密集地区整備促進事業に基づき、道路用地の取得や敷地のセットバックにより、道路と一体的で良好な道路状空間の確保を図ります。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要
令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●新たな防火規制や地区計画等を活用し、首都直下地震に備え、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりを推進することが求められています。	●新たな防火規制によって防火構造への建替を制限し、火災が発生しても燃えにくい耐火建築物等にすることで、災害に強いまちづくりを推進していきます。
令和7年度 末時点	実績	
	●確認申請件数 ①上落合三丁目、二丁目の一部　18件 ②上落合一丁目、二丁目の一部　16件 ③赤城下町・中里町・天神町、神楽坂六丁目、赤城元町、矢来町、東榎町、築地町、改代町の一部　7件 ④市谷山伏町、南榎町、榎町及び弁天町の一部　7件 ⑤西新宿五丁目　12件 ⑥若葉一丁目、二丁目、三丁目、南元町、須賀町、左門町、四谷三丁目及び信濃町各地内　6件 ●道路状空間の確保 若葉一丁目、二丁目、三丁目、南元町、須賀町、左門町、四谷三丁目及び信濃町各地内　2件	
	評価	
	●各地区において、新たな防火規制によって防火構造への建替を制限することで、火災が発生しても燃えにくい耐火建築物等の建築や建替えが促進されました。 以上のことから、適切と評価します。	
	主な課題	令和8年度の取組方針
	●依然として新たな防火規制に対応していない建築物の割合が高いため、引き続き、首都直下地震に備え、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりを推進することが求められています。	●新築や建替えに合わせて、新たな防火規制や地区計画等を活用し、首都直下地震に備え、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりを推進します。

事業経費（令和7年度）

予算現額	― 千円
事業経費	― 千円
一般財源	― 千円
特定財源	― 千円
執行率	― %
備考	

経常事業評価シート

所管部	健康部
所管課	健康政策課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	2	災害に強い体制づくり
経常事業	**363**	**災害医療体制の充実**
関係法令	―	
関係計画等	新宿区地域防災計画	

事業概要	医療救護所、避難所及び災害医療救護支援センターに備蓄している医薬品・医療資器材等を計画的に更新し、機能維持を図ります。また、医療救護所及び災害医療救護支援センターの開設・運営訓練や区内関係機関との災害医療運営連絡会・検討会の開催等により、災害医療体制を充実させます。 1　災害医療救護支援センター 発災時に速やかに災害医療救護支援センターの開設・運営ができるよう、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの協力を得ながら訓練を行います。また、運営上必要となる備蓄品等について、計画的に更新を行います。 2　新宿区災害医療運営連絡会等の開催 災害時の医療救護活動の円滑な運営体制の確立を図るため、区、警察署、消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会及び病院関係者から構成される、新宿区災害医療運営連絡会等を開催します。 3　緊急医療救護所の整備 発災後72時間の医療体制を見直し、適切な医療につなぐため、災害拠点病院等の門前に新たに緊急医療救護所（8か所）を整備します。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要
令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●特別出張所圏域ごとの小中学校10か所に、発災後「医療救護所」を設置する体制について、医療救護所によっては災害拠点病院等との距離が遠いところもあり、医療救護所からの傷病者の搬送等に課題があります。	●発災後72時間程度の医療体制を見直し、災害拠点病院等の敷地内などに新たに緊急医療救護所を設置することで、発災後速やかに医療につなぐ体制を整備します。 ●緊急医療救護所を設置するため、区内8病院をはじめとする関係機関と調整し、設置場所の確保及び医薬品・医療資器材の備蓄を進めます。
	●災害時に速やかに医療救護活動が行えるよう、体制を準備する必要があります。	●災害時に緊急医療救護所を速やかに開設するため、区内4か所の病院及び三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）と区職員が合同で訓練を実施します。また、新たな災害時の医療体制について周知を図ります。
令和7年度 末時点	実績	

(1) 緊急医療救護所の整備
●関係者・医療機関等との調整
・災害時における緊急医療救護所に関する協定締結：区内8病院等（令和7年4月）
・緊急医療救護所の医薬品等の保管等に関する覚書締結：区内8病院等（令和7年6～7月）
・災害時における透析患者等の搬送に関する協定締結：区内10医療機関(令和8年1月)
・災害時の医療救護活動への協力に関する協定締結：区内訪問看護ステーション連絡会（令和8年1月）
●緊急医療救護所の設置（8か所）（令和7年12月15日以降、大規模災害発生時）
東京医科大学病院、慶應義塾大学病院、東京女子医科大学病院、東京都立大久保病院、
国立国際医療センター、JCHO東京山手メディカルセンター、JCHO東京新宿メディカルセンター、聖母病院
※10避難所に設置していた医療救護所は「災害時保健室」とし、保健師等による医療へのつなぎやこころとからだの健康相談を実施する役割に変更した。

(2) 医薬品・医療資器材の配備及び更新
①緊急医療救護所の医薬品、資器材等の配備・管理：8か所（令和7年12月～令和8年3月）
②避難所災害救助用医療セットの更新：44か所(避難所40か所、保健センター4か所）（令和7年8月）
③災害医療救護支援センター（医療救護活動拠点）備蓄物資の更新：1か所（令和8年3月）

(3) 災害医療訓練の実施
①緊急医療救護所開設・運営訓練：3か所　延べ59名
（令和7年10月3日 東京女子医科大学病院、10月18日 JCHO東京山手メディカルセンター、
令和8年2月21日 慶應義塾大学病院）
※令和7年10月の訓練については、緊急医療救護所の設置を見据えて訓練を実施
②災害時保健室訓練　10か所　延べ1,053名（令和7年7月～12月）
③災害医療救護支援センター（医療救護活動拠点）訓練：1か所　13名（令和7年10月5日）

(4) 災害医療運営連絡会・検討会の開催
議事：新宿区緊急医療救護所の設置について（令和7年10月　書面開催）

(5) 区民等への周知
●ぬくもりだよりへの掲載（令和7年12月1日号）
●広報新宿（令和7年12月15日号）
●周知啓発チラシ　特別出張所、保健センター、高齢者総合相談センター等のほか、避難所訓練等にて配布
その他、地域防災協議会や避難所訓練、総合防災訓練等の機会を捉えて周知を実施

評価
●災害時の新たな医療体制として緊急医療救護所8か所を設置したことで、初動医療体制の強化につながりました。 ●緊急医療救護所の設置場所と、備蓄医薬品・医療資器材等については、医療機関8か所及びその関係機関と協定・覚書を締結し、設置場所の確保と備蓄資器材の適切な保管体制を構築しました。 ●災害医療訓練については、新たな災害医療体制を見据えた訓練内容で実施しました。三師会や病院関係者との合同訓練から課題を抽出し、対応方法の検討を行い、緊急医療救護所マニュアルの作成に着手しました。 ●災害時の新たな医療体制については、災害医療運営連絡会を通して、区内病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察、消防などの関係機関に広く周知を図りました。また、地域防災協議会や避難所訓練等の様々な機会を捉え、区民に対して周知しました。 以上のことから、適切と評価します。

主な課題	令和8年度の取組方針
●新たな災害医療体制となったことにより、災害時保健室の役割に応じた医薬品・医療資器材を配備する必要があります。	●医師会、薬剤師会等と連携し、医薬品・医療資器材の内容及び備蓄方法の検討を進めていきます。
●大規模災害時に各緊急医療救護所が速やかに開設・運営できる体制を整備する必要があります。	●令和7年度に実施した災害医療訓練の結果も踏まえながら緊急医療救護所マニュアルのひな形を作成します。また、ひな形に準じて、各緊急医療救護所マニュアルの作成に取り組みます。

事業経費（令和7年度）

予算現額	31,162 千円
事業経費	29,290 千円
一般財源	28,859 千円
特定財源	431 千円
執行率	94.0 %
備考	【特定財源】 保健医療政策包括補助事業費

経常事業評価シート

所管部	総務部（危機管理担当部）
所管課	危機管理課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	2	災害に強い体制づくり
経常事業	**364**	**職員応急態勢の整備**
関係法令	東京都帰宅困難者対策条例、新宿区災害対策推進条例、新宿区災害等の警戒待機に関する規則	
関係計画等	新宿区地域防災計画、新宿区事業継続計画、新宿区災害時受援応援計画	

事業概要	災害発生時における迅速な初動態勢を確立するための緊急時職員参集システムの運用や緊急時に備えて応急対策活動に従事する職員への防災服の貸与などの環境整備を行います。 1　災害対策要員等（常勤及び再任用職員）に対して、防災服等を貸与します。 2　災害対策要員等の災害時における3日分の食糧備蓄等を確保します。 3　防災宿直室の環境整備を行います。 4　緊急時職員参集システムの運用を行います。 5　新宿区事業継続計画を運用管理するため、事業継続マネジメントを実施します。 6　その他、災害に備えた職員応急態勢の整備を行います。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要
令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●携帯トイレについては、前回の購入から15年が経過しており、使用期限が近づいています。また、首都直下地震等により庁舎のトイレが損傷した場合などにも備えておく必要があります。	●使用期限を迎える携帯トイレを更新します。また、災害発生時においてもトイレを確保するため、携帯トイレの種類や数量を見直します。
	●災害発生時の迅速な初動態勢の確保のためには、災害対策要員が速やかに応急活動に従事できる体制の確保が求められます。	●災害対策要員となる新規職員及び転入職員等に対し、速やかに防災服や食料等を支給します。また、令和8年度の支給に向けて、不足する防災服や食料等を購入します。
令和7年度 末時点	実績	
	(1)災害対策要員等への対応 ①携帯トイレ ●更新（令和7年12月実施） ・対象施設数　計122所 ・対象者　区職員及び都費教職員（計5,108人） ・配備数　計76,620個　※凝固剤タイプの携帯トイレを1人あたり15個（5個×3日分）配備 ②防災服及び食料品 ●支給（令和7年4月～5月実施） ・対象者　新規職員及び転入職員等（計130人） ●令和8年度不足分の購入 ・防災服　ブルゾン175着、長袖シャツ165着、男性用ズボン83着、女性用ズボン115着、帽子135個、ベルト140個　等購入 ・食料品　保存用ビスコ600個、保存水300本、ブランケット200個　購入 (2)防災宿直室の環境整備 ●昇任管理職向けの防災宿日直説明会　対象者10人出席（令和7年4月実施） ●寝具類の賃貸借 (3)緊急時職員参集システムの運用 ●訓練　計2回実施（令和7年10月、令和8年2月） (4)事業継続マネジメントの実施 ●災害対策本部開設・運営訓練　実施（令和7年12月）	
	評価	
	●使用期限を迎える携帯トイレは適切に更新しました。また、携帯トイレの種類や数量の見直しを行い、都費教職員を含めた全職員分の凝固剤タイプの携帯トイレを配備したことにより、災害発生時においても職員が継続して業務に従事できる体制を確保しました。 ●防災服及び食料品については、新規職員及び転入職員等に対して予定どおり防災服や食料等を支給しました。また、令和8年度に不足が見込まれる物資を、予定どおり購入しました。 以上のことから、適切と評価します。	
	主な課題	令和8年度の取組方針
	●携帯トイレの種類や数量について、国等の基準や過去の災害事例を精査する必要があります。	●国の基準や過去の災害事例を踏まえて精査し、必要に応じて携帯トイレを追加配備します。
	●毎年度変動する対象職員数や物資の備蓄・配備状況について、適切に対応する必要があります。	●引き続き、災害対策要員が十分に業務を遂行するための必要数量を確保し、計画的な支給・更新を行います。

事業経費（令和7年度）

予算現額	25,735 千円
事業経費	24,743 千円
一般財源	24,743 千円
特定財源	0 千円
執行率	96.1 %
備考	

テーマ別評価シート

所管部	地域振興部

評価対象概要

評価対象テーマ	**特別出張所と地域センター**	
区の施策体系 における位置付け	新宿区総合計画（平成30(2018)年～令和9(2027)年）では、主に個別施策Ⅰ-8「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」において、本テーマに係るそれぞれの取組を定めている。	
評価対象選定の 考え方	●区内に10か所ある特別出張所は、地域の「ミニ区役所」として、区民にとって身近に行政手続ができる利便性の高い施設である。また、特別出張所に併設されている地域センターは、区民相互の交流を通してふれあいと連帯意識の形成を促進するための活動のため、さまざまな団体に利用いただく施設となっている。 区では令和7年4月に「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」を施行するとともに、「新宿区町会・自治会活性化推進プラン」を策定し、地域コミュニティの活性化を図っている。 このことから、最も身近な窓口サービスを提供し、地域コミュニティ活性化の場となる「特別出張所と地域センター」を評価テーマとして設定する。 ●特別出張所の主な業務である「コミュニティに関する事務」「窓口サービスに関する事務」「区民ホール及び地域センターに関する事務」の中から、特に中心的役割を果たす計画事業及び経常事業を評価対象とする。	
評価対象事業	計画事業16①	町会・自治会活性化への支援 （「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定）
	計画事業16②	町会・自治会活性化への支援（町会・自治会活性化支援）
	経常事業310	地域コミュニティ事業助成
	経常事業311	掲示板の維持管理
	経常事業313	地域センターの管理運営
	経常事業314	地域センター受付システムの運用等
	経常事業675	特別出張所の管理運営

内部評価

令和7年度の評価

本テーマに対する区の取組状況	□ 良好	■ おおむね良好	□ やや不十分	□ 不十分
	●令和7年度は、窓口サービスの質の向上及び地域コミュニティの活性化に関する取組を、システムの活用や事業助成制度の拡充、町会・自治会等との連携強化を図りながら着実に推進しました。 ●窓口業務では、一部の特別出張所における窓口受付支援システムの試行導入や、職員研修の充実を効果的に実施し、来庁者の利便性向上及び職員の対応力強化に寄与しました。 ●地域コミュニティ事業助成については、助成制度の拡充や周知の強化を行い、申請件数及び執行率の向上につなげました。 ●地域センターの管理運営については、利用者ニーズを踏まえた施設運営やイベントの周知を強化し、適切な維持管理及び利用率の向上につなげました。 ●町会・自治会への支援については、条例の周知や「新宿区町会・自治会活性化応援隊」による伴走支援を推進し、町会・自治会の活性化に寄与しました。 以上のことから、「特別出張所と地域センター」に対する区の取組状況について、おおむね良好と評価します。			

	課題	令和8年度の取組方針
課題・取組方針	●町会・自治会の加入率の低下や活動の担い手不足が継続的な課題となっています。	●これまでの取組の質の向上や成功事例の共有を行い、町会・自治会等の地域活動団体の持続的な運営を支援し、さらなる地域コミュニティの活性化に取り組みます。
	●新たな地域コミュニティの形成や、地域の担い手の創出につながる取組を、より一層支援していく必要があります。	●事前相談等の機会を通じて、これまで地域活動に関わる機会の少なかった住民に対し、地域活動への参画を促進します。
	●地域センターの管理運営を行っている指定管理者において、役員の高齢化や担い手不足が課題となっています。	●他自治体施設の視察や管理運営委員会との意見交換を通じて、引き続き、持続可能な地域センターの運営のあり方を検討します。
	●各地域センターの利用率は施設ごとに差が見られることから、利用率が低い施設の利用促進が課題となっています。	●利用者ニーズの調査・分析を実施し、その結果を踏まえて利用率の低い施設の課題を整理するとともに、必要な改善策を講じ、その効果を検証します。
	●掲示板等の維持管理では、掲示スペースや老朽化に対する改善の要望が多く寄せられています。	●計画的かつ適切な維持修繕とあわせて、地域との連携を図りながら、要望を踏まえた適切な改修・更新を実施します。

計画事業評価シート

所管部	地域振興部
所管課	地域コミュニティ課

基本政策	Ⅰ	暮らしやすさ１番の新宿	
個別施策	8	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	
計画事業	**16**	**①**	**町会・自治会活性化への支援 （「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定）**
関係法令	新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例		
関係計画等	新宿区町会・自治会活性化推進プラン		

令和８年度当初時点の計画内容

16	**計画事業名**	町会・自治会活性化への支援		総事業費		133,047
事業概要		地域コミュニティづくりの中心として活動している町会・自治会の活動に、地域住民、マンション居住者、事業者、地域団体等が自主的に関わるための条例を制定し、幅広い区民や事業者の町会・自治会活動への参加を促進するとともに、町会・自治会活性化のための施策を推進することにより地域コミュニティの醸成と地域活性化を図ります。				
16①	**枝事業名**	「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定		所管部	地域振興部	新規
事業概要		地域住民・マンション居住者・事業者・地域団体等が、町会・自治会活動に自主的に関わるための「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」を制定します。また、条例を推進するための「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を策定します。				
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
条例施行に向けた取組状況 検討 【施行（令和7年度）】		「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定に向けた検討・制定	「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の施行	―	―	
		「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」の策定に向けた検討	「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」の策定	―	―	
事業費計（千円）		事業費（千円）				
19,710		18,472	1,238	―	―	
本事業は令和7年度まで計画事業として実施し、令和8年度以降は「「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」の周知啓発」として経常事業に位置付け、実施します。						

※下線部は令和7年度に計画の変更を行った内容を示しています。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	□ 計画以上	■ 計画どおり	□ 計画以下

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	●「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」 令和7年4月1日の施行に向け、条例への理解を促進する必要があります。	●区民や地域で活動する様々な団体に幅広く条例の趣旨普及を行っていきます。 ●マンション建築主や管理者等に対して、町会・自治会との連携に係る連絡先の報告義務が果たされるよう周知や働きかけを行っていきます。
	●「新宿区町会・自治会活性化推進プラン」 条例の推進に必要な施策の体系化とともに、庁内各部署が連携し、総合的に取り組むための基本目標等を示す必要があります。	●条例の施行とあわせ「新宿区町会・自治会活性化推進プラン」を策定し、プランで掲げる基本目標を踏まえ、活性化施策を推進するとともに、施策の取組状況の確認を行っていきます。

	実績
令和7年度 末時点	(1)「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」の趣旨普及（令和7年4月1日施行） ① 周知用動画の作成、配信（令和7年5月1日～令和8年3月31日） 区民及び来街者に対し、条例の効果的な周知を図るため、街頭大型ビジョンで周知用動画を放映するとともに、区公式YouTubeに公開 動画名：「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例PR動画」（15秒） 放映先（9か所） ユニカビジョン、クロス新宿ビジョン、NEWNO・GS新宿ビジョン、K-plusビジョン（K Plaza）、K-plusビジョン（K SQUARE）、新宿サザンテラスビジョン、西新宿スマートポール、東西自由通路ビジョン、東急リバブル新宿センター ② 条例に関わる様々な団体への周知 各会議体において条例の趣旨等を説明 介護サービス事業者協議会（令和7年5月29日）、マンション管理セミナー（7月10日）、マンション管理交流会（7月10日） 民泊制度運営システムを活用し、システムに登録している民泊事業者に対して条例の説明及び町会活動への参加・協力を促すメールを送付（令和7年6月、令和8年2月） （公財）マンション管理センターが発刊する「マンション管理センター通信8月号」にて、条例に関する特集記事を掲載（発行部数11,000部） 日本郵便株式会社との包括連携協定に基づき、区内52か所の郵便局において、町会・自治会紹介パンフレット及び条例周知用リーフレットの配架や、地域イベント情報周知ポスターの掲示を実施 ③ パンフレット等を活用した地域イベント等での周知 地域イベント等において、条例周知用チラシ、パンフレット、啓発物品の配布による周知活動を実施 大久保地域センターまつり（令和7年5月17日）、第15回新宿子育てメッセ（6月8日）、落合第二地域センター開館記念イベント（6月14日、15日）、UTCオンステージ（9月28日）、戸塚地域センターまつり（9月28日）、榎町地域センターまつり（10月26日）、若松町地域センターまつり（10月26日）、若者のつどい（12月13日）、はたちのつどい（令和8年1月12日）、箱根山駅伝（3月8日） ④ 広報新宿による周知 令和7年11月25日号1～3面において、町会・自治会活動及び条例を周知する特集号を掲載 (2)「新宿区町会・自治会活性化推進プラン」の推進（令和7年4月1日策定） ① 本冊の印刷及び配付（令和7年5月） 印刷部数：2,000部（本冊） 配付先：区内町会・自治会、他自治体 ② 各町会・自治会への説明会（令和7年4月～5月） 「新宿区町会・自治会活性化推進プラン」等説明会 （10地区） 内容：推進プランの概要について、マンション等の連絡先提供の流れについて、町会・自治会おたすけブック～加入促進編～について ③ 庁内検討会議の開催 第7回庁内検討会議（令和7年10月10日） 内容：推進プラン関連事業における取組状況調査の実施について 第8回庁内検討会議（令和8年3月19日） 内容：推進プラン別冊の改訂について

評価
●条例の理解促進や認知度向上のため、広報新宿での特集記事の掲載、PR動画のYouTube公開、各イベントでの周知など、様々な方法により、各町会・自治会をはじめ区民や条例に関わる様々な団体に向けた周知啓発に取り組みました。 ●推進プランの着実な推進に向け、推進プランに掲げる「関連事業」について、全庁を対象とした取組状況調査の実施に加え、庁内検討会議を通じて、施策の方向性や取組内容を共有し、全庁的な認識の共有及び理解の促進を図ることができました。 以上のことから、計画どおりと評価します。

主な課題	令和8年度の取組方針
●令和7年4月に「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」を施行し、「新宿区町会・自治会活性化推進プラン」を策定したため、本事業は終了しました。	●令和7年4月に「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」を施行し、「新宿区町会・自治会活性化推進プラン」を策定したため、本事業は終了しました。 ●今後は、「「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」の周知啓発」として経常事業に位置付け、区民や地域で活動する様々な団体に対し、あらゆる機会を捉え、条例の周知啓発を行っていきます。

指標

1	指標名	条例施行に向けた取組状況			
	定義	「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の施行に向けた取組状況			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	検討・制定	施行		
	実績値	検討・制定	施行		
	達成度	―	―		

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	18,472 千円	1,238 千円			19,710 千円
事業経費	17,202 千円	1,236 千円			18,438 千円
一般財源	17,202 千円	1,236 千円			18,438 千円
特定財源	0 千円	0 千円			0 千円
執行率	93.1 %	99.8 %			93.5 %
備考					

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	37,088 千円	21,086 千円			58,174 千円
新宿区の人口	352,395 人	354,444 人			706,839 人
区民一人当たりのコスト	105.2 円	59.5 円			82.3 円

計画事業評価シート

所管部	地域振興部
所管課	地域コミュニティ課

基本政策	Ⅰ	暮らしやすさ１番の新宿	
個別施策	8	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	
計画事業	**16**	②	**町会・自治会活性化への支援（町会・自治会活性化支援）**
関係法令	新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例		
関係計画等	新宿区町会・自治会活性化推進プラン		

令和８年度当初時点の計画内容

16	**計画事業名**	町会・自治会活性化への支援	総事業費	133,047	
事業概要		地域コミュニティづくりの中心として活動している町会・自治会の活動に、地域住民、マンション居住者、事業者、地域団体等が自主的に関わるための条例を制定し、幅広い区民や事業者の町会・自治会活動への参加を促進するとともに、町会・自治会活性化のための施策を推進することにより地域コミュニティの醸成と地域活性化を図ります。			
16②	**枝事業名**	町会・自治会活性化支援	所管部	地域振興部	継続
事業概要		地域のコミュニティづくりの中心的役割である町会・自治会が抱えている課題等を解決するために、専門家（アドバイザー）による支援及び加入促進に向けた取組を支援していきます。 また、区公式LINEを活用したマンション向け地域情報・防災情報等の発信や、タワーマンションへの個別訪問の実施など、マンションと地域のコミュニティづくりへの支援をしていきます。			

指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
町会・自治会の加入率 44.07% （令和5年8月現在） 【55.00%】	町会・自治会加入促進の印刷物作成・配布	［継続］	［継続］	［継続］	A
町会・自治会の加入世帯数 99,793世帯 （令和5年8月現在） 【127,800世帯】	町会・自治会活性化のための専門家（アドバイザー）によるプログラム型支援※の実施	［継続］	［継続］	［継続］	B
	マンションと地域のコミュニティづくりへの支援 ○マンション向け地域情報・防災情報、コミュニティ活動の取材記事を紹介する定期的な情報発信 ○タワーマンションへの個別のアプローチによる状況把握	マンションと地域のコミュニティづくりへの支援 ○マンション向け地域情報・防災情報、コミュニティ活動の取材記事を紹介する定期的な情報発信 ○タワーマンションへの個別のアプローチによる状況把握 ○町会・自治会とマンションとの接点づくり	［継続］	［継続］	C

事業費計（千円）	事業費（千円）			
113,337	24,977	27,946	30,207	30,207

※「プログラム型支援」とは、希望する町会・自治会の課題分析を行い、アドバイザーによる支援や行政書士による相談、パンフレット作成など区が実施している支援を総合的にプログラミングし、コンサルティングを行うことです。

関連する計画事業により、マンション等集合住宅居住者も含めた地域コミュニティづくりや地域防災力の向上、良好なマンションの維持・管理に取り組みます。

［関連事業］　マンション防災対策の充実【計画事業28】
　　マンションの適正な維持管理及び再生への支援 【計画事業31】

※下線部は令和7年度に計画の変更を行った内容を示しています。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	□ 計画以上	■ 計画どおり	□ 計画以下

令和7年度の評価（取組別）

取組１	町会・自治会の課題等の解決	該当する年度別計画	A B

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度当初時点	●効果的に運営上の課題解決や加入促進を図るため、各町会・自治会の特性に合わせた支援が必要です。	●「新宿区町会・自治会活性化推進プラン」の基本目標の1つである、「町会・自治会の持続可能な運営の推進」を図るため、「新宿区町会・自治会活性化応援隊」事業を中心に、デジタル化支援、規約改正相談、パンフレットの作成・配布等、各町会・自治会の課題に合わせ、継続的な支援を行っていきます。

令和7年度末時点　実績

⑴町会・自治会加入促進

① 単一町会紹介パンフレット作成及びポスティング(12町会　21,777件実施)
　新規作成分：三光町町会、原町三丁目町会、いぶき町会、横寺町交友会、西五軒町町会、
　　東五軒町町会、東富久町会、中町町会
　増刷分：北新宿蜀山町会、下落合町会知久会、若松町町会、赤城下町町会

② 「顔のわかる町会長・自治会長パンフレット」作成(令和7年10月発行)

③ 町会・自治会が実施するイベントチラシの作成・ポスティング(3団体　5,216件実施)
　大久保二丁目町会、百人町南町会、薬王寺町町会

④ 戸籍住民課での対応
　窓口で「加入促進パンフレット」・「加入申し込み方法の案内」・「地域イベント情報のチラシ」の3点セットを転入者に配布

⑤ 特別出張所での対応
　町会・自治会の活動内容や、地域行事等を紹介するコーナーを設置
　窓口で「顔のわかる町会長・自治会長パンフレット」や「単一町会紹介パンフレット」を活用し、転入者に対し、居住するエリアの町会・自治会を案内

⑥ ホームページ、SNSを活用した町会・自治会活動のPR
　地域イベント情報のホームページや区公式SNSでの発信（月1回）
　LoGoフォームを活用した町会・自治会加入のオンライン申請手続きの受付(81件)

⑵町会・自治会活動の支援

① 町会・自治会活性化応援隊(プログラム型コンサルティング)の派遣（23町会 107回実施）
　◆令和6年度から継続実施(11町会)
　西新宿四丁目町会、大久保二丁目町会、柏木三和会、原町三丁目町会、鶴巻東町会、
　下落合町会知久会、西落合町会、上落合中央町会、百人町南町会、市谷本村町町会、
　本塩町町会
　◆令和7年度から新規実施(12町会)
　中落合三丁目辻町会、市谷薬王寺町町会、水道町町会、三光町町会、いぶき町会、
　横寺町交友会、西五軒町町会、東五軒町町会、東富久町会、中町町会
　原町一丁目町会、西早稲田二丁目ときわ町会

② 町会・自治会交流会の開催（参加50名/定員50名）
　令和8年3月7日に町会長・自治会長・役員・会員を対象にした「町会・自治会交流会」を開催

③ 専門家（アドバイザー）による支援
　◆町会・自治会のためのスマートフォン等出張サポート
　6回実施(榎町地区町会連合会、原町三丁目町会、西富久町会(3回)、百人町東町会)
　◆行政書士による運営等相談（随時）
　8団体実施(市谷左内町町会、薬王寺町町会、東一町会、西落合町会、柏木三和会、
　　西新宿四丁目町会、中井町会、大久保二丁目町会)

④ 地域活動の好事例の周知
　新宿区町会連合会や各地区町会連合会定例理事会等での情報共有（月2件）
　新宿区町会連合会ホームページへ掲載

⑤ 電子回覧板アプリを使った実証実験（8地区 114町会）
　・区と町会との情報伝達　・町会内での情報発信　・災害時の安否確認訓練の実施（榎町地区）

	評価
	●単一町会紹介パンフレットについては、令和7年度当初に予定していた作成にとどまらず、町会エリアでのポスティングによる全戸配布を実施しました。また、戸籍住民課では転入者に対し、町会・自治会の加入申し込み方法案内等を配布し、各特別出張所では管轄地区の町会・自治会情報を発信するコーナーを常設するなど、町会・自治会への加入促進に向けた取組を行いました。 ●「新宿区町会・自治会活性化応援隊」による支援を中心に、地域行事の企画提案や単一町会紹介パンフレット作成時のアドバイス、行政書士相談等、様々な事業を組み合わせながら、各町会・自治会の課題に合わせた活動支援を行いました。

主な課題	令和8年度の取組方針
●「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」で定める目的を実現するための、「新宿区町会・自治会活性化推進プラン」で掲げる3つの基本目標の達成に向け、各町会・自治会の特性に合わせた支援を行うとともに、地域で活動する様々な主体との連携を推進する必要があります。	●「新宿区町会・自治会活性化応援隊」による支援を中心に、デジタル化支援、規約改正相談、パンフレットの作成・配布等、各町会・自治会の課題に合わせ、継続的な支援を行うとともに、活動の好事例の共有や交流会等を通じて、町会・自治会と地域で活動する様々な主体との連携を推進していきます。

令和8年度の取組内容

⑴町会・自治会加入促進
① 単一町会紹介パンフレット及びイベント等チラシの作成・ポスティング
② 加入促進パンフレット作成・配布
③ 町会・自治会情報を発信する専用コーナーの設置・運用
④ ホームページ、SNS等を活用した町会・自治会活動のPR

⑵町会・自治会活動の支援
① 町会・自治会活性化応援隊（プログラム型コンサルティング）の派遣
② 町会・自治会交流会の開催
③ 町会・自治会のためのスマートフォン等出張サポート
④ 行政書士による運営等相談
⑤ 地域活動の好事例の周知
⑥ 電子回覧板アプリを使った実証実験（対象地区を3地区拡大し、全11地区で導入完了予定）

取組２	マンションと地域のコミュニティづくりへの支援	該当する年度別計画	C

主な課題	令和7年度の取組方針
●「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」の施行（令和7年4月1日）による、マンションの建築主や管理者等の町会・自治会との連携に係る連絡先の報告義務化に伴い、町会・自治会とマンションの連携を後押しできる体制を構築する必要があります。	●引き続き、マンション向けの情報発信を行うとともに、町会・自治会とマンションの接点づくりや連携に向けた支援を行います。

令和7年度当初時点

令和7年度末時点

実績

①町会・自治会とマンションとの接点づくり
マンションの建築主や管理者等の連絡先の報告受付及び町会・自治会への提供
【連絡先の提出状況】
新築マンション：建築主140件・管理者23件(対象新築数 178件 / 提出率91%)
町会・自治会への連絡先提供（建築主30件・管理者9件）
既存マンション：48件（町会・自治会からの要請 56件 / 提出率85%）
②町会・自治会とマンションの連携に向けた支援
・タワーマンションの管理会社等に対する町会・自治会との連携に向けた働きかけ 9棟
うち、3棟の管理会社等が地元の地区町会連合会にオブザーバーとして参加
・マンション管理セミナー、マンション管理者交流会での地域コミュニティ事業助成の周知（令和7年7月）
③区公式LINEアカウント等を活用した「新宿区マンションくらしニュース」の配信
計12回配信 （令和7年4月～令和8年3月）
・地域との連携でマンション防災力UP！ 落合パークファミリアの防災訓練
・新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例 シンポジウム開催レポート 等

評価
●マンション居住者向けの区政情報の提供の取組として、関係各課と連携し、「地域コミュニティや住まいに関すること」、「マンション住民の興味関心が高い防災関連の情報」等を、「新宿区マンションくらしニュース」で配信しました。 ●地域との連携やマンション内でのコミュニティ活動に積極的なタワーマンションを中心に、9棟の管理会社等に対して、地域行事への参加や町会との連携に向けた働きかけを行いました。その結果、3棟の管理会社等が地元の地区町会連合会にオブザーバーとして参加し、タワーマンションと町会・自治会との接点を持つことができました。 ●町会・自治会からの要請に基づき、既存マンションの連絡先情報を提供したところ、マンション住民への働きかけが行われ、新規加入につながった事例がありました。

主な課題	令和8年度の取組方針
●条例の実効性を確保するため、引き続き、「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」で定める、連絡先の報告義務が適切に履行されるための取組を進めていく必要があります。	●引き続き、マンション居住者向けの情報発信を行うとともに、町会・自治会とマンションの接点づくりや連携に向けた支援を行います。また、条例で定める連絡先の報告義務が適切に履行されるよう、マンション等の建築主や管理者に対して働きかけを行っていきます。

令和8年度の取組内容
①町会・自治会とマンションとの接点づくり マンションの建築主や管理者等の連絡先の報告受付及び町会・自治会への提供 ②町会・自治会とマンションの連携に向けた支援 マンション内でコミュニティ形成への関心が高いタワーマンションの管理組合等に対する、自治会設立やコミュニティづくりへの支援 ③ 区公式LINEアカウント等を活用した「新宿区マンションくらしニュース」の配信

指標

1	指標名	町会・自治会の加入率			
	定義	町会・自治会の加入世帯率			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	48.00%	50.00%	52.00%	55.00%
	実績値	42.04%	39.97%		
	達成度	87.6%	79.9%		
2	指標名	町会・自治会の加入世帯数			
	定義	町会・自治会の加入世帯数			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	108,500世帯	114,100世帯	119,700世帯	127,800世帯
	実績値	97,151世帯	93,956世帯		
	達成度	89.5%	82.3%		

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	24,977 千円	28,454 千円			53,431 千円
事業経費	17,551 千円	25,526 千円			43,077 千円
一般財源	17,551 千円	25,526 千円			43,077 千円
特定財源	0 千円	0 千円			0 千円
執行率	70.3 %	89.7 %			80.6 %
備考					

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	37,437 千円	45,376 千円			82,813 千円
新宿区の人口	352,395 人	354,444 人			706,839 人
区民一人当たりのコスト	106.2 円	128.0 円			117.2 円

経常事業評価シート

所管部	地域振興部
所管課	地域コミュニティ課

基本政策	Ⅰ	暮らしやすさ１番の新宿
個別施策	8	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進
経常事業	**310**	**地域コミュニティ事業助成**
関係法令	新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例	
関係計画等	新宿区町会・自治会活性化推進プラン	

事業概要	地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進のため、区民が主体となって活動している地域団体が行う事業に対して、特別出張所区域ごとに助成を行います。 1　事業概要 （１）対象団体 ①町会・自治会　②地区町会連合会　③地区協議会　④マンション管理組合 ⑤マンション等共同住宅の居住者で構成される団体　⑥実行委員会（①～⑤のいずれかを含む） ⑦その他コミュニティ活動を目的とする団体　⑧主たる事務所が区内にある社会貢献的活動団体 ⑨その他区長が認める団体 （２）対象事業 ①地域全体の課題解決に資する事業（環境美化活動、地域の文化・歴史の継承事業、健康増進事業など） ②安全安心なまちづくりに資する事業（子どもや高齢者の見守り活動、防犯パトロール、防災訓練、交通安全教室など） ③地域交流の促進に資する事業（世代間交流、運動会、青少年や高齢者の居場所づくり、町会・自治会独自掲示板の改修・新設・移転など） （３）助成金額 一事業につき、上限15万円（令和6年度までは10万円） 連携事業等　上限30万円（令和6年度までは20万円）、「特例」該当事業　上限50万円 （４）助成率 ①原則3/4 ②交通安全運動、防犯パトロール、見守り活動、路上清掃、町会・自治会独自掲示板の改修・新設・移転、防災訓練に該当する事業については9/10（ただし、参加料等収入のない事業に限る） 2　意見聴取会（年4回実施） 委員5名（当該地区の地域活動に属する者2名、区の職員3名）

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要
令和7年度 当初時点	主な課題 ●既存の地域活動団体による取組が中心となっており、申請団体の固定化が見られるため、本助成制度の趣旨や活用方法について、より多くの団体に対し幅広く周知を図り、利用促進につなげていくことが必要です。	令和7年度の取組方針 ●既存の地域活動団体による取組が中心となっている状況を踏まえ、関係部署・関係機関との連携を通じ、情報の発信強化に取り組むとともに、新たな団体を含めた幅広い主体の参画を促進することで、助成制度の利用拡大を図り、地域コミュニティ活動の一層の活性化につなげていきます。
令和7年度 末時点	実績 全申請数243事業に対し、各地区での審査会結果を踏まえ、不交付2事業を除く241事業に交付を行いました。 1　交付・執行状況 ●交付決定金額 30,724,964円 ●申請額に対する交付率 99.3% ●執行率 90.6%　※参考：令和6年度執行率 85.5% 2　申請団体の内訳 町会・自治会 172件（約71%）、地区町会連合会 6件、地区協議会 15件、マンション管理組合 4件、 実行委員会 3件、地域コミュニティ事業実施団体 5件、ボランティア団体・NPO等 3件、その他 35件 3　助成割合別の内訳 3/4助成 177件（約73%）、9/10助成 64件（約27%）、不交付 2件 4　事業実施形態別の内訳 単一団体による事業 216件（約89%）、複数の団体による連携事業等 27件（約11%） 5　事業別の内訳 地域交流 163件（約67%）、課題解決 31件（約13%）、安全安心 49件（約20%）	
	評価 ●令和6年度と比較して令和7年度は申請件数が214件から243件へと増加しており、本事業の利用が拡大しています。 ●執行率が令和6年度と比べて増加していることから、事業の周知が適切に行われ、利用促進が図られています。 ●申請主体は、町会・自治会を中心として地区町会連合会、地区協議会、マンション管理組合、NPO等の多様な団体からの申請があり、幅広い主体が地域コミュニティの活性化に参画する施策として機能しています。 ●事業内容については、「地域交流」を目的とする事業が多数を占めており、イベントや交流活動を通じて住民同士のつながりを醸成する取組が幅広く実施されています。また、防犯・防災に関する事業や環境美化活動などの事業も積極的に実施されており、安全安心や地域の課題解決など、多様な取組が展開されています。 ●制度内容を多くの方に分かりやすく伝えるとともに、申請手続の負担軽減を図るため、募集要項への助成金活用事例集の追加や、申請書類を一括作成できる仕組みの導入、計画書・成果報告書の記載項目の簡素化及び評価項目の充実を行いました。これにより、書類作成の負担が軽減され、制度の利用促進につながりました。 ●助成限度額の引き上げや、各地区予算額の増額（200万円から300万円）に加え、連携事業等について、町会・自治会または地区町会連合会が申請団体となり、商店街振興組合等と連携実施する事業も対象に含めるなど、対象の拡大が図られており、事業の活用促進につながっています。 以上のことから、適切と評価します。	

	主な課題	令和8年度の取組方針
	●町会・自治会が活用可能な助成制度について、事業内容によっては国や都の補助金制度の方が補助上限額や補助率が高い場合や、専門分野に特化した支援が受けられる場合があります。	●制度の周知や事前相談を通じて、各団体の活動内容に応じた、より効果的な助成制度の選択を支援します。あわせて、国や都の補助金制度の活用促進により、団体活動の利便性向上と地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
	●新たな地域コミュニティの形成や、地域の担い手の創出につながる取組を、より一層支援していく必要があります。	●新たな地域コミュニティの形成や地域の担い手の創出を進めるため、事前相談を通じて、これまで地域活動に関わる機会の少なかった住民が、地域の活動に参加しやすくなるよう、支援していきます。

事業経費（令和7年度）

予算現額	32,323 千円
事業経費	28,919 千円
一般財源	28,919 千円
特定財源	0 千円
執行率	89.5 %
備考	

経常事業評価シート

所管部	地域振興部
所管課	地域コミュニティ課

基本政策	Ⅰ	暮らしやすさ１番の新宿
個別施策	8	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進
経常事業	**311**	**掲示板の維持管理**
関係法令	―	
関係計画等	新宿区町会・自治会活性化推進プラン	

事業概要	町会・自治会等と連携し、区内に設置されている掲示板を通じ、区事業の周知等区民に対する広報活動を行います。併せて掲示板の維持改善を行います。 １　町会・自治会への区設掲示板の維持管理等の委託 区民に対する広報活動の一環として使用している区内に設置されている掲示板の維持管理等を町会・自治会等に委託することにより、区事業の一層の普及を図ります。 ２　掲示板の維持修繕 老朽化及び破損等が発生した区設掲示板（直営掲示板・委託掲示板）について維持修繕を行います。 ３　町会・自治会への掲示物の配送 区・国・都及び外郭団体等から依頼を受けた掲示物について、件数及び枚数を取りまとめ、委託業者を通じて町会・自治会へ配送します。 【対象・規模】 ※令和8年3月31日現在 （１）直営掲示板　101本（維持修繕対象） （２）委託掲示板　861本（委託及び維持修繕対象） （３）町会独自掲示板　1,421本（委託対象）

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要
令和7年度 当初時点	主な課題 ●掲示板は設置場所や利用状況、経年劣化の度合いがそれぞれ異なり、また日常的な維持管理は町会・自治会により行われていることから、修繕等が必要な掲示板の状況を一律に把握することが難しい状況にあります。	令和7年度の取組方針 ●掲示板を日常的に維持管理している町会・自治会との連携を一層強化し、修繕等が必要な掲示板を適切に把握する仕組みづくりを進めることで、計画的かつ適切な維持修繕に取り組みます。
令和7年度 末時点	実績 (1)町会・自治会への区設掲示板の維持管理等の委託 ●委託先（11組織） 四谷地区町会連合会、箪笥町管内町会連合会、榎町特別出張所地区町会連合会、若松地区町会連合会、大久保地区町会連合会、戸塚地区町会連合会、落合第一地区町会連合会、落合第二地区町会連合会、柏木地区町会連合会、西新宿町会連合会、新宿東口商店街振興組合 ●委託内容 ①掲示板の管理に関すること、②区及び関係行政機関発行のチラシの配付等に関すること、③各種委員等の推薦に関すること、④その他区及び関係行政機関の連絡に関すること (2)掲示板の維持修繕　計36件 ●内訳：立替 4件、移設・再設置 4件、修繕 20件、撤去 3件、その他 5件 (3)町会・自治会への掲示物の配送 ●配送先：区内町会・自治会（195組織） ●配送回数：24回（月に2回配送） ●配送した掲示物の件数：124件	
	評価 ●町会・自治会からの要請を踏まえ、各掲示板の劣化状況等を勘案し、適切に修繕等の対応を行いました。 ●区内195の町会・自治会に対し年間24回の配送を滞りなく実施するとともに、区設掲示板の維持管理等の委託に基づき、町会・自治会との連携のもと、多様な行政情報を円滑に周知しました。 以上のことから、適切と評価します。	
	主な課題 ●現行の区設掲示板では、掲示スペースが十分でないため、区が依頼する掲示物の掲示に支障が生じている画板が見られるほか、経年劣化等により画鋲が刺さりづらく、マグネット式への改修を求める要望が数多く寄せられています。	令和8年度の取組方針 ●区設掲示板について、画板の拡大及びマグネット式への一斉更新を実施します。これにより、掲示作業の安全性及び簡便性の向上を図り、掲示板の適正な維持管理につなげます。

事業経費（令和7年度）

予算現額	43,204 千円
事業経費	42,235 千円
一般財源	42,235 千円
特定財源	0 千円
執行率	97.8 %
備考	

経常事業評価シート

所管部	地域振興部
所管課	地域コミュニティ課

基本政策	Ⅰ	暮らしやすさ１番の新宿
個別施策	8	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進
経常事業	**313**	**地域センターの管理運営**
関係法令	新宿区立地域センター条例	
関係計画等	新宿区町会・自治会活性化推進プラン	

事業概要	地域のコミュニティ活動の拠点として会議室や多目的ホールを持つ地域センターの管理運営を行います。運営は、地域住民等で構成する管理運営委員会（指定管理者）が行っています。 １　地域センターの適切かつ確実なサービスの提供 「文化的活動等の場を提供し、区民相互の交流を通して地域における区民のふれあいと連帯意識の形成促進」を図るための施設として、地域センターの管理運営（指定管理）を行います。 ２　地域センターのあり方検討 地域住民等で構成する管理運営委員会が、指定管理者として各地域センターの管理運営を行っていますが、担い手の高齢化等による人材不足が課題となっているため、持続可能な運営のあり方を検討します。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要

令和7年度の評価（取組別）

取組 1	地域センターの適切かつ確実なサービスの提供

令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●施設の設置目的である「文化的活動等の場を提供し、区民相互の交流を通して地域における区民のふれあいと連帯意識の形成促進」を図るための取組が必要です。	●利用者サービス及び利用率を向上させるため、利用者ニーズに適切に対応するとともに、地域センターの実施する指定管理事業（イベント）の周知に取り組みます。

令和7年度 末時点

実績

●地域センター別の利用実績

・四谷地域センター	利用件数	8,998件	利用人数	94,690名	利用率	56.8%（3.8ポイント増）
・牛込箪笥地域センター	利用件数	8,091件	利用人数	80,822名	利用率	51.3%（2.8ポイント増）
・榎町地域センター	利用件数	8,605件	利用人数	84,001名	利用率	50.0%（4.0ポイント増）
・若松地域センター	利用件数	7,596件	利用人数	81,412名	利用率	44.8%（0.2ポイント増）
・大久保地域センター	利用件数	7,355件	利用人数	105,027名	利用率	69.6%（3.2ポイント増）
・戸塚地域センター	利用件数	14,810件	利用人数	129,488名	利用率	76.0%（3.5ポイント増）
・落合第一地域センター	利用件数	7,290件	利用人数	95,672名	利用率	46.4%（4.4ポイント増）
・落合第二地域センター	利用件数	5,622件	利用人数	50,584名	利用率	45.6%（1.7ポイント増）
・柏木地域センター	利用件数	5,392件	利用人数	68,107名	利用率	49.9%（5.2ポイント増）
・角筈地域センター	利用件数	5,541件	利用人数	54,650名	利用率	52.5%（4.0ポイント増）

※利用率（ ）は対令和6年度比

評価

●各地域センターとの情報共有を通じて、地域センターの施設整備や備品の充実等を図り、利用者ニーズに適切に対応しました。

●新たな利用者の獲得に向けて指定管理事業（イベント）の周知等を行ったことにより、すべての地域センターにおいて、令和6年度と比較して利用率が向上しました。

主な課題	令和8年度の取組方針
●各地域センターの利用率は施設ごとに差が見られることから、利用率が低い施設の利用促進が課題となっています。	●利用者ニーズの調査・分析を実施し、その結果を踏まえて利用率の低い施設の課題を整理するとともに、必要な改善策を講じ、その効果を検証します。

取組２	地域センターのあり方検討	
令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●地域住民等で構成する管理運営委員会が指定管理者として、各地域センターの管理運営を行っていますが、役員の高齢化や担い手不足が課題です。	●民間事業者が運営している他の自治体施設を研究し、民間事業者による管理・運営の手法を検討します。
令和7年度 末時点	実績	
	●他自治体の研究 民間事業者による運営が行われている施設への視察 視察日：令和7年9月 視察先：大田区新蒲田一丁目複合施設「カムカム新蒲田」 ●管理運営委員会との意見交換（令和7年10月） ●民間事業者による運営を検討する際の課題等の整理（令和8年3月）	
	評価	
	●他自治体施設の視察や管理運営委員会との意見交換を通して、具体的な体制や手法等について情報収集するとともに、民間事業者による管理・運営を検討をする際の課題等について整理することができました。	
	主な課題	令和8年度の取組方針
	●民間事業者により運営する場合の運営体制、収支見通し、選定の方法、料金制度などに課題があり、実現するためには更なる研究が必要です。	●他自治体施設の視察や管理運営委員会との意見交換を通じて抽出した課題を整理し、引き続き各地域センター管理運営委員会との意見交換を行いながら、持続可能な運営のあり方を検討していきます。

事業経費（令和7年度）

予算現額	2,270,679 千円
事業経費	2,176,950 千円
一般財源	2,176,950 千円
特定財源	0 千円
執行率	95.9 %

備考	

経常事業評価シート

所管部	地域振興部
所管課	地域コミュニティ課

基本政策	Ⅰ	暮らしやすさ１番の新宿
個別施策	8	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進
経常事業	**314**	**地域センター受付システムの運用等**
関係法令	新宿区立地域センター条例	
関係計画等	新宿区情報化戦略計画	

事業概要	地域センターの受付・承認業務にインターネットシステムを活用します。 ●地域センターの利用環境の整備 利用者の利便性の向上を図り、集会室等の利用機会の拡大に取り組みます。 特に、学生や勤労者などの若い世代が利用しやすい環境を整えることにより、地域コミュニティの醸成を促進するとともに、次世代の地域コミュニティを担う人材の育成を目指します。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要
令和7年度 当初時点	主な課題 ●地域センター利用者の利便性をさらに向上させるため、利用者が地域センターの窓口に赴かなくても、インターネットから施設予約の抽選（以下、オンライン抽選という。）ができる環境を整える必要があります。	令和7年度の取組方針 ●オンライン抽選の導入に向け、次の事項に取り組みます。 ・システム運用テスト ・指定管理者との調整 ・利用者への周知準備 ・システム利用マニュアルの作成 ・規則・要綱改正に向けた準備
令和7年度 末時点	実績 (1)システム運用テスト ●各地域センター事務局と連携し、全地域センターを対象にシステム運用テストを実施(令和7年9月～令和8年3月) (2)指定管理者との調整 ●オンライン抽選導入に係る意向調査を実施(令和7年12月) ●オンライン抽選を導入する地域センターの決定(令和8年2月) (3)利用者への周知準備 ●利用者向け周知用のチラシの作成（令和8年1月） (4)システム利用マニュアルの作成 ●利用者及び地域センター事務局向けのシステム利用マニュアルの作成（令和8年2月） (5)規則・要綱改正に向けた準備 ●オンライン抽選に係る抽選方法及び申請期間等を新たに規定するための規則・要綱改正案の作成（令和8年2月）	
	評価 ●オンライン抽選の導入に向け、全地域センターを対象に令和7年9月からシステム運用テストを実施するとともに、指定管理者への意向調査を実施し、導入する地域センターを決定しました。 ●システム利用マニュアルを作成するとともに、利用者への周知及び規則・要綱改正等に向けた準備を予定どおり完了しました。 以上のことから、適切と評価します。	
	主な課題	令和8年度の取組方針
	●オンライン抽選を円滑に運用するための環境を整備する必要があります。	●令和8年度中にオンライン抽選を開始するため、利用マニュアルの配布や規則・要綱改正等必要な最終調整を行います。
	●オンライン抽選の導入にあたっては、現場となる地域センターの運用に係る負担を考慮する必要があります。	●試験的に一部の地域センターにのみ導入し、導入後の課題や活用状況等を踏まえて地域センター事務局と調整していきます。
	●利用促進を図るため、オンライン抽選の開始について広く周知する必要があります。	●抽選開始時期が決まり次第、地域センター窓口をはじめ、広報新宿や区ホームページ及び地域センターホームページ等、地域センター事務局と連携して利用者への周知を行います。

事業経費（令和7年度）

予算現額	16,267 千円
事業経費	16,249 千円
一般財源	16,249 千円
特定財源	0 千円
執行率	99.9 %
備考	

経常事業評価シート

所管部	地域振興部
所管課	地域コミュニティ課

基本政策	V	好感度1番の区役所
個別施策	1	行政サービスの向上
経常事業	**675**	**特別出張所の管理運営**
関係法令	新宿区特別出張所設置条例、新宿区特別出張所処務規程、新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例	
関係計画等	新宿区町会・自治会活性化推進プラン	

事業概要	地域の「ミニ区役所」として、窓口サービスを提供し、コミュニティ支援を行う特別出張所（10所）の管理運営を行います。 1　総合的な窓口サービスの提供 住民基本台帳、戸籍に関する証明や届出、各種収納事務、行政サービスの各種手続きなど、庁内各課の総合的な窓口として190種を超える事務を実施しています。 2　地域コミュニティ支援 地域コミュニティの活性化のため、町会・自治会等の地域団体及び活動の理解促進のための周知啓発や、地域コミュニティ事業助成を通じた活動支援、町会・自治会をはじめとする避難所運営管理協議会、青少年育成委員会、地区協議会等の地域で活動している団体と連携・協力し、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりなどの地域課題の解決に向けた取組を行っています。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要
令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●窓口の手続き内容が多様化・複雑化している中でも、区民に対して質の高い窓口サービスの提供を図る必要があります。	●来庁者の目的や手続内容が多様化・複雑化している現状を踏まえ、円滑な窓口案内を行うためにフロアアシスタントを引き続き配置します。 ●窓口受付支援システムを導入することで、来庁者の手続きに係る負担を軽減します。 ●日々のOJTに加え、計画的な実務研修や動画研修等を実施することで、職員の専門知識や現場での対応力の向上を図ります。
	●生活様式の変化や価値観の多様化により、町会・自治会への加入率の低下や活動の担い手不足が深刻化していることなどから、町会・自治会等の地域活動団体の持続的な運営及び地域コミュニティの活性化に向けた取組が必要です。	●町会・自治会の加入促進、地域コミュニティの活性化に必要な支援、健全な組織運営に役立つ情報や知見を提供するなど、総合的に取り組みます。
令和7年度 末時点	実績	
	(1)フロアアシスタントの配置 計7所（四谷、箪笥町、榎町、若松町、大久保、戸塚、落合第一） (2)窓口受付支援システムの試行導入 計3所（四谷・大久保・戸塚） (3)職員研修の充実 研修動画の作成（令和7年10月）	
	評価	
	●フロアアシスタントを配置することで、来庁直後に用件の聞き取りや申請内容の整理、担当窓口への適切な案内等を行い、区民の迷いや不安を解消するとともに、窓口職員の負担軽減を図ることができました。 ●窓口受付支援システムの試行導入は、来庁者が多く、導入後の改善効果が特に見込まれる四谷・大久保・戸塚の3所を選定しました。導入後の効果検証では、申請書作成時間の短縮など、特に高齢者・外国人住民の利便性向上につながる効果が確認されました。 ●業務手順や制度改正内容等をまとめた動画研修については、職員の受講状況の確認やアンケートを行うなど、職員が必要な知識を随時確認できる環境を整備しました。 ●町会・自治会活動のPRについては、各出張所内に町会・自治会コーナーを新設するとともに、庁内行政モニターを活用したPR動画を配信することで、来庁者の関心喚起を図りました。 ●地域コミュニティ事業助成の相談対応や申請サポートのほか、「新宿区町会・自治会活性化応援隊事業」などを通じた補助や支援の実施を通じて、町会・自治会等の地域活動団体の持続的な運営や地域コミュニティの活性化を図ることができました。 以上のことから、適切と評価します。	

	主な課題	令和8年度の取組方針
	●窓口の手続き内容が多様化・複雑化する中、引き続き、区民に対する質の高い窓口サービスの提供を図る必要があります。	●区民の利便性向上のため、これまで実施してきた業務改善の取組について検証と見直しを行います。
	●制度改正や新規事業への対応が求められる中、変化に柔軟に対応できる専門性や実践力を備えた人材の育成を継続的に行う必要があります。	●動画研修の対象者へのアンケート結果に基づき、新たな動画研修教材の作成及び研修を実施し、職員の専門知識や現場での対応力の向上を図ります。
	●町会・自治会の加入率の低下や活動の担い手不足は継続的な課題であり、町会・自治会等の地域活動団体の持続的な運営及び地域コミュニティの活性化に向けた取組が必要です。	●これまでの取組の質の向上や成功事例の共有を行い、町会・自治会等の地域活動団体の持続的な運営を支援し、さらなる地域コミュニティの活性化に取り組みます。

事業経費（令和7年度）

予算現額	52,209 千円
事業経費	43,834 千円
一般財源	42,573 千円
特定財源	1,261 千円
執行率	84.0 %
備考	【特定財源】 国庫補助金（新しい地方経済・生活環境創生交付金）

テーマ別評価シート

所管部	総務部、地域振興部、文化観光産業部、健康部、環境清掃部

評価対象概要

評価対象テーマ	**住まい周辺の環境悪化対策**	
区の施策体系における位置付け	新宿区総合計画（平成30(2018)年～令和9(2027)年）では、主に個別施策Ⅱ-3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現」において、本テーマに係るそれぞれの取組を定めている。	
評価対象選定の考え方	●令和7年度区民意識調査結果において、「転出したい理由」の1位が「住まい周辺の環境が悪くなってきたから（46.5%）」となっており、その他の自由意見でも騒音や治安への不安を感じる旨の意見が挙がっている。オーバーツーリズム、民泊、ごみのポイ捨てや不適正排出、治安への不安などによる居住環境の悪化は区民の生活に大きく影響する重要な課題であるため、「住まい周辺の環境悪化対策」を評価テーマとして設定する。 ●オーバーツーリズム対策、民泊問題対策、ごみのポイ捨て・不適正排出対策、安全安心対策に関する取組の中から、特に中心的役割を果たす計画事業及び経常事業を評価対象とする。	
評価対象事業	計画事業17	大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進
	計画事業33	歌舞伎町地区のまちづくり推進
	経常事業378	安全安心推進活動の強化
	経常事業380	防犯対策の推進
	経常事業395	民泊の適正な運営の確保
	経常事業396	路上喫煙対策の推進
	経常事業403	ポイ捨て防止ときれいなまちづくり
	経常事業423	ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談
	経常事業515	一般廃棄物の収集運搬業務
	経常事業999	雑踏事故防止対策等

内部評価

令和7年度の評価

本テーマに対する区の取組状況	□ 良好	□ おおむね良好	■ やや不十分	□ 不十分
	●令和7年度は、防犯対策、環境美化、公衆衛生対策及び繁華街対策に関する取組を、関係機関や地域団体と連携しながら総合的に推進しました。 ●防犯分野では、防犯カメラ設置補助やパトロール活動の実施により、地域の防犯力の向上と区民の防犯意識の醸成に寄与しました。 ●生活環境分野では、路上喫煙対策や清掃活動を着実に行うことで、環境美化とマナー向上につなげることができました。また、違法民泊については、事業者への厳正な処分や宿泊予約サイトの削除要請を着実に実施し、民泊の適正な運営の確保に努めました。 ●大久保地区及び歌舞伎町地区においては、混雑対策や環境美化対策を推進し、来街者を含めた安全・安心の確保に努めました。 ●一方で、違法民泊については、国や都に対して住宅宿泊事業制度の適正化に向けた要望を行っていますが、制度そのものの見直しには至っておらず、十分とは言えない状況です。また、繁華街におけるねずみ対策については課題が見られました。 以上のことから、「住まい周辺の環境悪化対策」に対する区の取組状況について、やや不十分と評価します。			

	課題	令和8年度の取組方針
課題・取組方針	●防犯活動については、若年層の参加が十分に進んでいないことから、活動の継続性の確保が課題となっています。	●防犯に関する普及啓発プログラムについて、若年層や新規参加者が関心を持ちやすい内容となるよう、見直しの検討を進めます。
	●住宅宿泊事業における届出住宅の増加に伴い、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼすケースも多く見られ、近隣住民からの苦情件数も増加しています。	●法違反を繰り返す悪質な事業者に対し、引き続き厳正に対応するとともに、効果的に処分を実施することで、生活環境への影響の低減を図ります。
	●ねずみの一斉駆除は一時的な効果にとどまり、ねずみの生息を恒常的に減らすことは難しいため、ごみの適正管理や巣穴の除去といった根本的な対策が必要です。	●これまで実施してきた繁華街におけるねずみ対策の効果を検証するとともに、ごみの適正管理や巣になりやすい環境の除去など、ねずみ対策に関する正しい知識の普及を図ります。
	●大久保地区では、来街者の増加に伴い、一部地域において混雑や滞留が発生し、地域住民の日常生活への支障が生じていることが課題となっています。	●多言語によるマナー啓発や、来街者の分散化に向けた情報発信を強化するとともに、商店街や町会等の関係機関と連携して、安全で円滑な通行環境及び良好な生活環境の確保を図ります。
	●駅周辺や繁華街では、国内外からの観光客を含む来街者の増加に伴い、ポイ捨てごみが増加している状況です。	●条例で禁止しているポイ捨てごみの定義を広げ、食料の容器なども新たに規制の対象とし、ポイ捨てに対する一層のマナー啓発を行いながら、まちの美化を推進します。
	●歌舞伎町地区では、シネシティ広場周辺の集団による継続的な滞留や、来街者増加に伴うごみの不法投棄の常態化などが見られ、まちのイメージ低下につながっています。	●警察や商店会等の関係機関との連携を強化しながら、シネシティ広場などの公共空間の利活用と環境美化を一体的に推進し、歌舞伎町エリア全体の魅力向上につなげていきます。

計画事業評価シート

所管部	地域振興部、文化観光産業部、みどり土木部、環境清掃部
所管課	大久保特別出張所、文化観光課、交通対策課、ごみ減量リサイクル課

基本政策	Ⅰ	暮らしやすさ１番の新宿	
個別施策	8	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	
計画事業	**17**	**－**	**大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進**
関係法令	―		
関係計画等	―		

令和８年度当初時点の計画内容

17	計画事業名	大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進	所管部	地域振興部 文化観光産業部 みどり土木部 環境清掃部	新規

事業概要	大久保通り周辺の混雑対策や生活環境の向上、そしてまちの魅力再発見に向けて課題解決に継続的に取り組むための協議会を立ち上げ、区、町会、商店街・駅・道路管理者・交通管理者・大学等が一体となって、継続的に各種対策に取り組み、「暮らしやすく快適に過ごせる大久保のまち」の実現を目指す「大久保通り周辺（大久保地区）を良くするプロジェクト」を推進していきます。

指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
「大久保通り周辺（大久保地区）を良くするプロジェクト」の推進状況 推進【推進】	「新大久保ルール」※1に関する周知の実施	［継続］	［継続］	［継続］
	来街者・店舗向けのマナーの周知の実施	［継続］	［継続］	［継続］
	環境美化に向けた取組の実施	［継続］	［継続］	［継続］
	交通量調査の実施	交通量調査を踏まえた道路・交通管理者との協議・混雑対策の検討及び雑踏警備の実施	［継続］	［継続］
	「大久保つつじ」※2の普及啓発・植栽等の実施	［継続］	［継続］	［継続］
	―	SNSを活用した大久保地区の新たな魅力の発信	大久保地区の新たな魅力の発信	［継続］
	協議会の設置及び課題解決に向けた取組の実施	協議会での課題解決に向けた取組の実施	［継続］	［継続］

事業費計（千円）	事業費（千円）			
285,113	60,534	68,913	77,833	77,833

※1「新大久保ルール」とは、店舗前での通行の妨げとなるような滞留への配慮や西大久保公園等の飲食スペースの活用、ポイ捨て・路上喫煙の禁止を来街者等に呼びかけるものです。
※2「大久保つつじ」とは、品種ではなく、大久保地域で育てられたつつじのことです。主な品種は、江戸時代に薩摩（鹿児島県）から伝わったキリシマツツジ系の本霧島や八重霧島などです。

※下線部は令和7年度に計画の変更を行った内容を示しています。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	□ 計画以上	■ 計画どおり	□ 計画以下

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	●大久保通りの安全を確保し、歩行者空間を確保できるよう混雑対策を行う必要があります。	●新たな啓発物品を作成・配布し、ルールの周知を強化していきます。 ●より多くの来街者に対応できるように西大久保公園やおおくぼそよかぜ橋を活用した飲食スペースの周知を行い、利用を促進していきます。 ●ゴールデンウィーク期間のテーブルとイスの増設、夏季の暑さ対策としての休憩用テント及びミストの設置は、来街者や公園利用者の利便性向上に役立っていることから、継続して実施します。 ●東京都及び警視庁と連携し、歩行空間の拡大に向けた対策について実施します。 ●SNSを活用して大久保通り以外の大久保地区及びその周辺の魅力を発信することで、大久保通りに集中している人流を分散させて混雑緩和を図ります。
	●騒音やごみのポイ捨て等を防止し、住民の生活環境を向上させる必要があります。	●継続してテイクアウト店への混雑緩和・環境美化に向けた協力要請を行っていきます。 ●路上でのポイ捨てや喫煙、食べ歩きについて注意喚起するため、来街者や店舗に対し啓発活動を実施するとともに、地域のクリーン活動を通して環境美化に取り組んでいきます。
	●住民が地域に愛着を持って居住していけるように、大久保地域の魅力を伝えていく必要があります。	●地域の歴史的・文化的資源である「大久保つつじ」を活用し、つつじのさととしての魅力づくりを進めていく必要があります。

	実績
令和7年度 末時点	●「大久保通り周辺の混雑・環境対策等推進協議会」を令和7年5月・9月・令和8年1月・3月に開催（計4回） (1)混雑対策 ①新大久保ルールの徹底・PR強化 ●新大久保ルールの啓発物品の作成・配布 チラシ1,400部、ボディシート6,000個、あぶらとりがみ6,000個、ポケットティッシュ12,000個 ②飲食・滞留スペースの利用促進 ●巡回指導員が、道路上等で飲食する利用者に対し、西大久保公園やそよかぜ橋脇の休憩所を案内 土日祝日やゴールデンウィーク、夏休み等、混雑の予想される日に実施　計143日間 ●「飲食・休憩スペース」として、西大久保公園にテーブルとイスを配置 通常時：テーブル10台・イス40脚（天候及び来街者数等に応じて増減） ゴールデンウィーク期間：テーブル25台・イス100脚に増設（令和7年4月26日～5月6日(11日間)） 夏休み期間：テーブル20台・イス60脚に増設　暑さ対策としてテント及びミスト発生装置を設置 （令和7年6月30日～10月9日） ※8月の公園利用者数：10,889人（令和6年度 4,333人） ③歩行者が歩行しやすい歩行空間の整備 ●雑踏警備を実施し、歩行者等への声掛けによる注意喚起及び誘導を行い、歩行者の円滑な通行を確保 ゴールデンウィークやシルバーウィークに実施　計44日間 ●社会実験として、混雑の激しい区間（つつじ通り交差点から明治通り交差点までの約600m）で車両通行止めを実施し、地域への影響や課題を検証 ・車両通行止め：令和8年3月28日（土）　11:00～15:00 (2)生活環境の向上 ①来街者・店舗へのマナー周知　②路上のポイ捨て防止等環境美化に向けた取組 ●テイクアウト店を巡り、混雑緩和・環境美化のための協力を要請 （ゴールデンウィーク・夏休み・シルバーウィーク） ●巡回指導員が、道路上等で飲食する利用者に対し、ポイ捨て禁止の注意喚起及び道路上のポイ捨てごみの回収 土日祝日やゴールデンウィーク、夏休み等、混雑の予想される日に実施　計143日間 ●大久保・百人町クリーン活動の実施　9回 (3)まちの魅力再発見 ●「大久保つつじ挿し芽会」の実施　1回（46名参加） ●「大久保つつじサポーター交流会」の実施　1回（18名参加） (4)SNSを活用した大久保地区の新たな魅力の発信 ●SNS等を活用して新大久保駅及び大久保通り周辺に集中する人流を分散 ・インフルエンサーによる情報発信 令和7年9月12日から、インフルエンサー9人が自身のInstagramまたはTikTokに動画を投稿 （その後10月1日～10日の間、ターゲットに対し広告配信を実施） ・可搬式電光掲示板（アドマン）による迂回ルートの呼びかけ 令和7年9月20日～9月23日に新大久保交差点で実施

評価

●計4回開催した「大久保通り周辺の混雑・環境対策等推進協議会」において、歩行者空間の確保や生活環境に関する課題について意見交換を行い、地域が一体となった取組を進めることができました。

(1)混雑対策

①新大久保ルールの徹底・PR強化

●啓発物品については、ポケットティッシュのほか、若年層の利用を想定してボディシートを採用し、デザインや文言にも配慮して作成した結果、配布時に高い関心を集め、効果的な啓発につながりました。

●新大久保ルール周知チラシ及び騒音防止啓発チラシについては、内容が伝わりやすいよう、イラストのデザインや配色等を工夫して作成しました。配布した町会・商店街から好評を得ており、店舗での掲出を通じた周知啓発に寄与しました。

②飲食・滞留スペースの利用促進

●西大久保公園において、環境整備及び新大久保ルールの周知を行った結果、飲食・滞留の受け皿として公園利用が進み、路上飲食の抑制に一定の効果が見られました。

③歩行者空間の確保

●警備員による巡回を実施し、飲食・休憩スペースの利用案内に加え、通行の妨げとならないよう注意喚起を行ったことで、利用者のマナー意識の向上が図られ、歩行者空間の確保につながりました。

●混雑が見込まれる連休等に雑踏警備を実施し、道路上での滞留や飲食を行う利用者への声掛けを行うとともに、つつじ通りへの迂回誘導を行うことで、円滑な通行の確保を図りました。

●テイクアウト専門店に対して、順番待ちの列の整理や飲食スペースへの誘導について協力を依頼しました。その結果、スタッフによる声かけ誘導や、店舗内への飲食スペース案内図の掲示等が実施され、歩行者の通行空間の確保につながりました。

(2)生活環境の向上

①来街者や店舗へのマナーの周知及び路上のポイ捨て防止等環境美化に向けた取組

●生活環境の向上対策として、テイクアウト専門店に対し、来街者への飲食マナーの周知に加え、ごみ箱の設置やごみ袋の定期的な交換について協力を依頼しました。その結果、新たなごみ箱の設置などが行われ、路上のごみの散乱防止や生活環境の改善につながりました。

●立ち止まりやごみのポイ捨て禁止を周知する新大久保ルールの啓発物品を来街者に配布しました。あわせて実施した地域のクリーン活動では、1回あたり70名以上が参加しました。

(3)まちの魅力再発見

●「大久保つつじ挿し芽会」や「大久保つつじサポーター交流会」は多くの参加がありました。参加者は、樹木医や他のサポーターから助言を受けながら大久保つつじの育成に取り組んでおり、これらの活動を通じて大久保つつじの普及が進み、「つつじのさと」としての地域の魅力づくりに寄与しました。

(4)SNSを活用した大久保地区の新たな魅力の発信

●シルバーウィーク期間中にインフルエンサーによる動画配信を行い、その後、想定するターゲット層に向けて効果的に広告配信を実施しました。秋の行楽シーズンにより全体的な人流が増加する中で、東新宿駅や職安通り、つつじ通りにおいても人流の増加が確認されるなど、大久保通り周辺への一定の回遊効果が見られました。

以上のことから、計画どおりと評価します。

主な課題	令和8年度の取組方針
●混雑が発生しやすい時期や時間帯を見据え、警備体制の強化や店舗との協力関係を継続しながら混雑対策を実施し、大久保通りにおける歩行者空間の確保を図る必要があります。 ●ゴールデンウィーク及び避暑施設（テント及びミスト）設置期間の西大久保公園の利用者数は、令和6年度と比較して増加していますが、近年の酷暑の状況を踏まえ、避暑施設の設置時期を早める必要があります。	●新大久保ルールを記載したチラシ・ポスター・啓発物品を作成・配布し、年齢や属性を問わず分かりやすい形で周知を図ります。 ●より多くの来街者に利用されるように、西大久保公園を活用した飲食スペースの周知を引き続き行い、利用を促進します。 ●引き続き、ゴールデンウィーク期間にテーブルとイスを設置します。また、避暑施設（テント及びミスト）は令和7年度よりも設置を早め、6月下旬の設置に向けて準備を進めます。 ●地元町会や商店会、東京都及び警視庁と連携し、歩行空間の整備による混雑緩和に向けた対策について検討します。
●騒音やごみのポイ捨て等を防止し、住民の生活環境を向上させる必要があります。	●店舗に対して混雑緩和に向けた協力を要請します。また、違法駐車や歩道不正使用、事業系ごみの出し方等についての指導を強化するため、定期的に夜間パトロールを実施します。その際、必要に応じて通訳が同行します。 ●路上でのポイ捨てや喫煙、食べ歩きについて注意喚起するため、チラシを作成・配布し来街者や店舗に対し啓発活動を実施するとともに、地域のクリーン活動を通して環境美化に取り組みます。
●新大久保駅西側エリア（百人町地区）では、来街者の増加や外国人事業者による飲食店等の出店が進む中で、一部の店舗周辺において、来街者の滞留や道路上への陳列等により、生活環境や歩行者の通行環境に影響を及ぼしていることから、巡回・指導等の対策が必要です。	●事業系ごみの巡回指導及び違法看板等への指導と連携したパトロールを実施します。 ●日本のルールやマナーについて、外国人にも理解しやすい多言語によるポスターやチラシ等を活用した啓発を行います。また、現地での声かけを継続し、商店街、町会、関係機関等と連携しながら、来街者及び事業者双方へのルール遵守を促し、安全で円滑な通行環境及び良好な生活環境の確保に取り組みます。
●住民が地域に愛着を持って居住していけるよう、大久保地域の魅力を継続的に発信していく必要があります。	●地域の歴史的・文化的資源である「大久保つつじ」を活用し、「つつじのさと」としての魅力づくりを進めるとともに、大久保地区の新たな魅力を発信します。これにより、地域への愛着醸成を図るとともに、来街者及び住民双方にとって魅力的で良好なまちのイメージ形成を目指します。

令和8年度の取組内容
(1)混雑対策 ①新大久保ルールの徹底・PR強化 ●新大久保ルールを記載したポケットティッシュ、ボディシートを作成・配布 ②飲食・滞留スペースの利用促進 ●「大久保地域環境・混雑対策業務委託」の実施（土日祝日や混雑の予想される日に実施） ●西大久保公園へのテーブルとイスの増設及び夏季の暑さ対策としての休憩用テント及びミストの設置 ③歩行者が歩行しやすい歩行空間の整備 ●「大久保通り雑踏警備業務委託」の実施（ゴールデンウィークや3連休、年末等に実施） ●歩道の前出しによる暫定整備に向けて、歩行者や車両交通に与える影響等について、東京都及び警視庁と連携して社会実験を実施 (2)生活環境の向上 ①来街者・店舗へのマナー周知　②路上のポイ捨て防止等環境美化に向けた取組 ●「大久保地域環境・混雑対策業務委託」の実施（土日祝日や混雑の予想される日に実施） ●テイクアウト店への混雑緩和・環境美化への協力要請 ●夜間パトロールの実施 ●マナー啓発チラシを作成・配布 ●大久保・百人町クリーン活動の実施 (3)新大久保駅西側エリア対策 ●月1回程度、関係機関や地域関係者との連携のもと、店舗前の滞留や道路上への陳列などが見られる箇所を中心としたパトロールの実施 (4)まちの魅力再発見 ①「大久保つつじ」の普及啓発・植栽等の実施 ●「大久保つつじ挿し芽会」の実施 ●「大久保つつじサポーター交流会」の実施 ②大久保地区の新たな魅力の発信 ●インフルエンサーによる情報発信は手法を見直し、新たな方法での混雑対策を検討するとともに、人流分析を活用 (5)協議会での課題解決に向けた取組の実施 ●構成員との協議により課題の整理や現状分析を行い、各構成員の意見や要望などを元に様々な対策を実施

指標

1	指標名	「大久保通り周辺（大久保地区）を良くするプロジェクト」の推進状況			
	定義	「大久保通り周辺（大久保地区）を良くするプロジェクト」の推進状況			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	推進	推進	推進	推進
	実績値	推進	推進		
	達成度	—	—		

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	60,534 千円	68,612 千円			129,146 千円
事業経費	53,537 千円	60,957 千円			114,494 千円
一般財源	52,430 千円	58,230 千円			110,660 千円
特定財源	1,107 千円	2,727 千円			3,834 千円
執行率	88.4 %	88.8 %			88.7 %
備考	【特定財源】 オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業補助金				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	89,531 千円	111,090 千円			200,621 千円
新宿区の人口	352,395 人	354,444 人			706,839 人
区民一人当たりのコスト	254.1 円	313.4 円			283.8 円

計画事業評価シート

所管部	文化観光産業部、みどり土木部、環境清掃部
所管課	文化観光課、交通対策課、ごみ減量リサイクル課、新宿清掃事務所

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造	
個別施策	2	誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現	
計画事業	**33**	**－**	**歌舞伎町地区のまちづくり推進**
関係法令	―		
関係計画等	歌舞伎町まちづくり誘導方針、歌舞伎町街並みデザインガイドライン		

令和8年度当初時点の計画内容

33	**計画事業名**	歌舞伎町地区のまちづくり推進	所管部	文化観光産業部 みどり土木部 環境清掃部	拡充

事業概要	歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するため、歌舞伎町ルネッサンス※1推進協議会の下、区、地元・事業者、一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント※2、関係行政機関、NPO、ボランティア等が一体となって、地域活性化プロジェクト（賑わいづくりと新たな文化の創造・発信）とクリーン作戦プロジェクト（安全・安心対策と環境美化）をはじめ、総合的な施策を展開します。

指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区政モニターアンケートにおいて、「以前と比較して歌舞伎町のイメージが向上したと思う」と回答した区民の割合 27.0%【50.0%】 区政モニターアンケートにおいて、「以前と比較して歌舞伎町が賑わいのあるまちになったと思う」と回答した区民の割合 40.6%【60.0%】	歌舞伎町タウン・マネージメントによるまちづくりの推進 〇新たな歌舞伎町エリアマネジメント基本方針の策定に向けた調査・検討 〇収益確保と公益還元についての中長期計画の策定に向けた検討	［継続］	歌舞伎町タウン・マネージメントによるまちづくりの推進 〇新たな歌舞伎町エリアマネジメント基本方針の策定・推進 〇収益確保と公益還元についての中長期計画の策定・推進	歌舞伎町タウン・マネージメントによるまちづくりの推進 〇新たな歌舞伎町エリアマネジメント基本方針の推進 〇収益確保と公益還元についての中長期計画の推進
	地域活性化事業 〇歌舞伎町の資源を活かした多彩なイベントの実施	［継続］	［継続］	［継続］
	安全・安心事業 〇環境美化・ポイ捨て対策の推進、歌舞伎町クリーン作戦の実施 〇放置自転車対策の推進 〇不法看板等の撤去、啓発の推進	［継続］	［継続］	［継続］
	情報発信事業 〇歌舞伎町タウン・マネージメントのホームページ運用強化 〇来街者や事業者等へ向けたPR動画の活用 〇新宿観光振興協会と連携した情報発信	［継続］	［継続］	［継続］

事業費計（千円）	事業費（千円）			
207,635	48,942	58,041	53,769	46,883

※1「歌舞伎町ルネッサンス」とは、歌舞伎町の環境浄化・環境美化を図り、歌舞伎町を映画、演劇、映像、文化芸術など「大衆文化・娯楽の企画・制作・消費の拠点」とすることにより、誰もが安心して楽しめるまちへと再生する活動のことです。
※2「タウンマネージメント」とは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のことです。
「一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント」では、区と地元・事業者が連携し、歌舞伎町地区の情報発信、安全・安心、環境美化、地域活性化、まちづくりなどの事業を実施しています。

※下線部は令和7年度に計画の変更を行った内容を示しています。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	□ 計画以上	■ 計画どおり	□ 計画以下
	主な課題	令和7年度の取組方針	
令和7年度 当初時点	●シネシティ広場の滞留者対策やごみの不法投棄対策、まちの回遊性促進など、歌舞伎町地区の様々な課題を解決するため、より多くの事業者等のまちづくりへの参画や相互の連携強化など、地域の特性を活かしたエリアマネジメントを実行していくことが重要です。	●歌舞伎町地区内の各主体が地区の課題や将来像、活動の方向性を共有し、共通のビジョンに基づく地区内の事業者等による主体的な取組を確立するため、令和8年度の「（仮称）歌舞伎町エリアマネジメント基本方針」策定に向けた調査・検討を進めていきます。 ●検討及び策定にあたっては、区、地区内の事業者、関係行政機関など多様な主体で構成する歌舞伎町ルネッサンス推進協議会において、事業者等とも意見交換しながら実施していきます。 ●収益確保と公益還元についての中長期計画の策定に向けた検討を進め、収益の安定化と公益還元の仕組みづくりを推進します。	
	●シネシティ広場等でのイベントの開催については、東急歌舞伎町タワー屋外ビジョン・ステージとシネシティ広場を一体的に活用したイベントの開催や、ビジョン運営事業者等との協働によるイベント誘致を引き続き行い、賑わいの創出に向けて継続的に取り組む必要があります。	●シネシティ広場等でのイベントの開催については、一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント（以下、「TMO」と言う。）自主イベントの開催とともに、屋外広告物を活用したイベントや、東急歌舞伎町タワー屋外ビジョン・ステージとシネシティ広場を一体的に活用したイベントの開催など、引き続き魅力的なイベントを誘致・開催し、歌舞伎町の賑わいを創出していきます。	
	●環境美化対策については、シネシティ広場周辺における来街者の増加に伴い、滞留者や、ポイ捨てごみの散乱が見られます。 ●歌舞伎町地区において、飲食店等の事業系ごみの不適正排出が見られます。	●シネシティ広場をはじめとする繁華街の環境美化対策については、引き続き庁内関係部署、警察、商店会等との連携による滞留者への声掛けや清掃活動を実施していきます。 ●事業系ごみの排出方法の適正化については、地域団体等と協議を行いながら、歌舞伎町地区に合ったごみの適正排出に向けたルールの策定を検討します。	
	●放置自転車対策については、自転車を放置する人が一定数存在します。	●放置自転車対策については、今後も継続して撤去・啓発活動に取り組みます。	
	●不法看板対策については、是正指導したのちも再度路上に看板を出す店舗が多くあります。	●不法看板対策については、継続して啓発活動及び是正指導に取り組みます。	

	実績
令和7年度 末時点	(1)（仮称）歌舞伎町エリアマネジメント基本方針及び収益確保・公益還元を含めたTMO中長期計画の策定に向けた調査・検討 ①歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の開催 【年2回（令和7年8月、令和8年1月）】 第19回 令和7年8月19日 第20回 令和8年1月27日 ②歌舞伎町エリアマネジメント基本方針策定委員会の開催 【年4回（令和7年5月・6月・10月・11月）】 第1回 令和7年5月19日 第2回 令和7年6月20日 第3回 令和7年10月9日 第4回 令和7年11月7日 (2)シネシティ広場・大久保公園・セントラルロードでのイベントの開催 ①TMO自主イベントの開催 ●シネシティ広場 ・キッチンカーイベント「KABUKICHO KITCHENCAR PARK」（令和7年7月～令和8年3月 計122日） ・ストリートライブ「Kabukicho Street Live+」「Kabukicho Street Cypher」「Kabukicho Street LiveFes」（令和7年4月～令和8年3月 計114日） ・新宿歌舞伎町防災・防犯フェス（令和7年11月16日開催） ・ゴジラ新宿観光特使10周年イベント（令和7年12月13日開催） ※新たな賑わいの創出及び健全な道路利用を目指し、新宿東宝ビル西側区道において「KABUKICHO KITCHENCAR PARK（区道21-210試行実験）」を実施（令和8年3月15日・16日開催） ●大久保公園 ・パルクール&パルクール鬼ごっこ（令和7年7月19日） ・歌舞伎町 HOOK UPS by LVGM（令和7年8月30日） ・ストリートラグビー in 大久保公園（令和8年3月14日） ・LVGM by go parkey（令和8年3月21日） ②屋外広告物を活用したイベント、東急歌舞伎町タワー屋外ビジョン・ステージとシネシティ広場を一体的に活用したイベントの誘致・開催 シネシティ広場・大久保公園・セントラルロードでのイベントの開催 計128回・436日 (3)環境美化対策 ①歌舞伎町クリーン作戦 原則として毎週水曜日午後3時から実施 18回 ②委託による路上の清掃 シネシティ広場及びその周辺は年末年始を除く毎日実施、その他地域は水曜日及び年末年始を除く毎日実施 ③職員によるシネシティ広場における滞留者への声掛け、ポイ捨てごみの回収、散水及び消毒 原則として毎週火曜日午後2時から実施 90回 ④事業系ごみの排出方法の適正化 ごみの適正排出の推進に向け、地域団体やごみ収集事業者などとのヒアリングや協議を実施 (4)放置自転車対策 放置自転車の撤去台数 4,370台 (5)不法看板対策 ①合同監察（警察と定期的に実施）10回 ②指導物件数 804件 (6)情報発信 TMO公式ホームページや歌舞伎町PR動画を活用した情報発信 TMO公式XとInstagramの運用（令和7年11月開設）

評価
●「（仮称）歌舞伎町エリアマネジメント基本方針」等については、令和8年度秋頃の策定に向けて、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会を開催するとともに、地区内の事業者や庁内関係部署との意見交換・情報連携を図りながら、策定委員会において適切に検討を進めることができました。 ●シネシティ広場・大久保公園・セントラルロードで誘致・開催されたイベント件数は、TMO設立以降で過去最高を記録し、歌舞伎町における更なる賑わいの創出につなげることができました。 ●キッチンカーイベントの実施により、新宿東宝ビル西側区道と歌舞伎町シネシティ広場が連動した新たな賑わいを創出するとともに、滞留行為の改善や悪質な客待ち行為の抑止、道路空間の効果的な活用による景観の向上につなげました。 ●環境美化対策については、シネシティ広場周辺における滞留者への声掛けや清掃活動を庁内関係部署、警察、商店会等との連携により実施しました。また、歌舞伎町エリアマネジメント基本方針策定委員会や歌舞伎町商店街振興組合等との協議を通じて、地域団体、商店会、事業者等と課題を共有し、ごみの適正排出の推進に向けた準備を進めました。 ●放置自転車対策については、放置禁止区域を中心に啓発・撤去活動を実施し、道路環境の改善につなげました。 ●不法看板対策については、歌舞伎町一丁目地区で道路上の看板や商品等に対し、新宿警察署等と定期的に合同監察を実施することで、効果的な指導を行いました。 以上のことから、計画どおりと評価します。

主な課題	令和8年度の取組方針
●シネシティ広場の滞留者対策やごみの不法投棄対策、まちの回遊性促進など、歌舞伎町地区の様々な課題を解決するため、より多くの事業者等のまちづくりへの参画や相互の連携強化など、地域の特性を活かしたエリアマネジメントを実行していくことが重要です。	●現在策定作業を進めている（仮称）歌舞伎町エリアマネジメント基本方針では、「カルチャーの創造・発信（賑わい）」や「安全安心・環境美化」などの基本目標を設定します。また、これらの基本目標を具体的に実現するため、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会における議論等を踏まえ、それぞれの基本目標に対応したリーディングプロジェクトを実施していきます。 ●歌舞伎町エリアマネジメント基本方針策定委員会では、リーディングプロジェクトの内容や、その推進体制について、地元・商店街・事業者・TMO・行政等が連携しながら、秋頃の基本方針策定に向けて、丁寧に検討していきます。
●シネシティ広場周辺では、青少年だけでなく生活困窮者等が集まって寝込んだり飲酒をしたりしている状況があり、広場のイメージダウンとなっています。 ●大久保公園はフードフェスなどのイベント実績がある一方で、公園周辺では、売春目的の客待ちによるマイナスのイメージが定着しています。 ●シネシティ広場、大久保公園、ゴジラロードで常時イベントを実施して回遊性の向上を図り、まち全体に賑わいを波及させる必要があります。	●屋外広告物を活用したイベントや、東急歌舞伎町タワー屋外ビジョン・ステージとシネシティ広場を一体的に活用したイベントなど、引き続き魅力的なイベントを誘致・開催します。 ●シネシティ広場周辺における恒常的な賑わいの創出とイメージ向上につなげるため、広場にキッチンカーを出店するとともに、キッチンカーの収益の一部を活用して清掃や警備を実施することで、周辺地域の環境美化も推進していきます。 また、新宿東宝ビル西側区道で実施しているキッチンカーの試行実験を今後も継続的に開催することで、新たな賑わいや道路の適正利用及び景観美化を図ります。 ●大久保公園でフードフェスに加えてスポーツイベントを開催することにより、スポーツを通じて健全な利用者を増やし、安全で活気ある公園に変えていくことで、地域の治安向上を図るとともに、イメージの改善を目指します。 ●歌舞伎町で常時イベントを開催することで、まち全体の回遊性向上につなげていきます。

●環境美化対策については、シネシティ広場周辺における来街者の増加に伴い、滞留者や、ポイ捨てごみの散乱が見られます。 ●歌舞伎町地区において、飲食店等の事業系ごみの不適正排出が見られます。	●シネシティ広場周辺における環境美化対策については、引き続き庁内関係部署、警察、商店会等との連携による滞留者への声掛けや清掃活動を実施していきます。また、「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」について、実際に捨てられているごみの傾向と条例の規定が整合するよう、条例で定める「空き缶等」の定義を拡大する改正を検討しています。引き続き、ポイ捨て防止のため効果的な周知啓発に取り組みます。 ●事業系ごみの排出方法の適正化については、地域団体等と協議を行いながら、歌舞伎町地区に合ったごみの適正排出に向けたルールの策定の検討やごみの適正管理の徹底に向けた対策を実施していきます。
●放置自転車対策については、自転車を放置する人が一定数存在します。	●放置自転車対策については、今後も継続して撤去・啓発活動に取り組みます。
●不法看板対策については、是正指導したのちも再度路上に看板を出す店舗が多くあります。	●不法看板対策については、継続して啓発活動及び是正指導に取り組みます。
●歌舞伎町に対するイメージ向上を図るため、賑わいづくりのための情報発信を継続して実施する必要があります。	●SNSを活用したイベント情報の発信を強化するため、TMO公式XとInstagramを活用し、更なる賑わいの創出とイメージ向上を図ります。
令和8年度の取組内容	
(1)（仮称）歌舞伎町エリアマネジメント基本方針及び収益確保・公益還元を含めたTMO中長期計画の策定に向けた調査・検討 ①歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の開催 【年1回・令和8年秋頃】 ②歌舞伎町エリアマネジメント基本方針策定委員会の開催 【年3回・令和8年5月18日・7月13日・9月4日】 ③基本方針に基づくリーディングプロジェクトの実施 (2)シネシティ広場・大久保公園・セントラルロードでのイベントの開催 ①TMO自主イベントの開催 ②屋外広告物を活用したイベント、東急歌舞伎町タワー屋外ビジョン・ステージとシネシティ広場を一体的に活用したイベントの誘致・開催 (3)環境美化対策 ①歌舞伎町クリーン作戦 原則として毎週水曜日午後3時から実施 ②委託による路上の清掃 シネシティ広場及び周辺は年末年始を除く毎日実施、その他地域は水曜日及び年末年始を除く毎日実施 ③職員によるシネシティ広場における滞留者への声掛け、ポイ捨てごみの回収、散水及び消毒 原則として毎週火曜及び金曜日の午後2時から実施 ④飲食店等の事業系ごみの不適正排出 （仮称）歌舞伎町エリアマネジメント基本方針に盛り込む予定のリーディングプロジェクト（歌舞伎町におけるごみ対策）を通じ、地域団体等とのヒアリングや協議を実施 (4)事業系ごみの排出方法の適正化 廃棄物保管場所の設置が困難な小規模建築物のテナントに対する調査・指導 (5)放置自転車対策 放置自転車の防止に向けた啓発及び撤去 (6)不法看板対策 不法看板の是正に向けた啓発及び指導 (7)情報発信 TMO公式ホームページやSNSを活用した情報発信	

指標

1	指標名	歌舞伎町のイメージに対する区民意識			
	定義	区政モニターアンケートにおいて、「以前と比較して歌舞伎町のイメージが向上したと思う」と回答した区民の割合			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%
	実績値	26.6%	32.1%		
	達成度	76.0%	80.3%		
2	指標名	歌舞伎町の賑わいに対する区民意識			
	定義	区政モニターアンケートにおいて、「以前と比較して歌舞伎町が賑わいのあるまちになったと思う」と回答した区民の割合			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
	実績値	41.6%	43.7%		
	達成度	92.4%	87.4%		

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	49,072 千円	58,041 千円			107,113 千円
事業経費	43,648 千円	55,143 千円			98,791 千円
一般財源	43,648 千円	55,143 千円			98,791 千円
特定財源	0 千円	0 千円			0 千円
執行率	88.9 %	95.0 %			92.2 %
備考					

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	63,733 千円	75,192 千円			138,925 千円
新宿区の人口	352,395 人	354,444 人			706,839 人
区民一人当たりのコスト	180.9 円	212.1 円			196.5 円

経常事業評価シート

所管部	総務部（危機管理担当部）
所管課	危機管理課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現
経常事業	**378**	**安全安心推進活動の強化**
関係法令	新宿区民の安全・安心の推進に関する条例、新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例	
関係計画等	―	

事業概要	区民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、区民・警察・区が一体となって地域課題や情報を共有する新宿区安全・安心推進協議会を中心に、地域に根ざした安全安心推進活動の強化に取り組んでいきます。また、重点地区や防犯ボランティアグループの相互に連携した防犯活動を促進するとともに、警察等と連携を図りながら活動を支援していきます。 1　客引き防止パトロールの実施 「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、駅周辺の地域団体・商店街が自発的に実施するパトロール活動に区職員も参加し、歌舞伎町地区を中心とした客引き行為等防止特定地区の浄化活動に取り組みます。 2　安全推進地域活動重点地区指定の実施 安全推進地域活動重点地区を指定し、地区内で防犯活動を自発的に行う団体が継続的かつ円滑に活動できるよう、ハード・ソフトの両面から支援に取り組みます。 3　防犯リーダー実践塾の実施 地域団体の防犯意識向上及び次世代の団体リーダーを育成するため、安全推進地域活動重点地区の指定を受けている地区内の団体向けに、防犯リーダー実践塾を開催し、犯罪被害体験会や防犯に知見を有する人物の講話等を実施します。 4　防犯パトロール資機材の貸与の実施 地域団体が自発的に行う防犯活動を支援するため、パトロール資機材の無償貸与を行い、活動を支援します。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要
令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●若年層の地域団体構成員が少ない現状が続くと、将来にわたって防犯活動を継続していくことが困難となるおそれがあります。	●若年層の地域団体活動への参加を促すため、防犯リーダー実践塾等を通じて、防犯に関する知識や関心の向上につながるプログラムの作成に取り組みます。
	●安全・安心な地域社会の実現のためには、地域団体の自発的な防犯活動が必要不可欠です。	●新宿駅周辺の町会・商店街が実施する客引き防止パトロール活動への区職員の参加や、パトロール資機材の無償貸与など、地域団体の活動を支援します。
令和7年度 末時点	実績	
	(1)客引き防止パトロールの実施 ●委託警備会社によるパトロール（通年） ●区管理職職員によるパトロール（計74回） (2)安全推進地域活動重点地区指定の実施 ●安全推進地域活動重点地区の指定（新規5地区） (3)防犯リーダー実践塾の実施 ●参加者70名（令和7年7月8日実施） (4)防犯パトロール資機材の貸与の実施 ●町会・自治会や商店会が行う防犯パトロールに対する資機材の無償貸与 （内訳：ベスト 99着、キャップ 78個、腕章 54枚、合図灯 86本）	
	評価	
	●防犯リーダー実践塾は、若年層の地域団体活動への参加を促すため、防犯メディア等にも数多く出演している犯罪心理学者を招いて講話を実施した結果、令和6年度に引き続き多数の参加を維持し、地域団体構成員の意欲向上につながりました。 ●安全推進地域活動重点地区に新たに5地区が加わり、また必要に応じて資機材の提供を行うことで、防犯活動の支援を推進しました。 以上のことから、適切と評価します。	
	主な課題	令和8年度の取組方針
	●歌舞伎町地区の環境浄化を継続するには、関係機関の連携に加え、各地域団体の主体的な取組意欲を高めることが重要です。	●連携して客引き防止パトロールを実施している地域団体の定例会等に区職員も参加し、歌舞伎町地区の環境浄化活動の重要性を周知啓発することで、地域団体の意欲向上を図ります。
	●普及啓発プログラムの改善により、一定の若年層の参加は見られたものの、地域団体の日常的な活動に参加する若年層の構成員は依然として少ない状況です。	●より多くの若年層の参加を促すため、若年層にとって有益となる普及啓発プログラムを、引き続き検討します。

事業経費（令和7年度）

予算現額	5,055 千円
事業経費	4,997 千円
一般財源	4,997 千円
特定財源	0 千円
執行率	98.9 %
備考	

経常事業評価シート

所管部	総務部（危機管理担当部）
所管課	危機管理課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現
経常事業	**380**	**防犯対策の推進**
関係法令	新宿区民の安全・安心の推進に関する条例	
関係計画等	―	

事業概要	まちの犯罪を抑止するため、地域、警察、区が連携し、広く防犯に関する啓発活動を行うとともに、防犯カメラの設置等への補助及び自動通話録音機の普及を進め、防犯力の向上を図ります。 1　自動通話録音機貸出事業 特殊詐欺等犯罪被害防止を目的として、区内4警察署及び特別出張所と連携し、65歳以上の高齢者がいる世帯を中心に、自動通話録音機の貸出を実施します。 2　防犯カメラ設置補助事業・防犯カメラ維持管理事業 地域団体が実施する自主的な防犯活動を支えることを目的として、街頭防犯カメラの設置費用を一部補助します。 併せて、補助を受けて設置された防犯カメラの円滑な運用と団体負担軽減を目的に、発生するランニングコスト（電気代・保守点検費・移設費）についても一部補助します。 3　防犯機器等購入緊急補助事業 闇バイトが関連すると思われる住宅への強盗被害多発を受け、区民が自発的に設置する防犯対策用品に対する補助事業を実施します。 4　新宿区青色防犯パトロール 区民の生活の安全を確保するため、青色回転灯装備車両により、地域の見守り活動を行います。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要
令和7年度 当初時点	主な課題 ●地域の防犯力向上のため、地域団体に向けて自動通話録音機貸出事業や防犯カメラ補助事業などの活用を促す必要があります。	令和7年度の取組方針 ●町会連合会等の会議において、事業概要や補助制度の内容について説明を行い、地域団体による積極的な活用を促します。 ●関係機関へのチラシ配布や広報紙への掲載に加え、各部署が主催する高齢者向け会合への参加、区内大型家電量販店への協力依頼等を通じて周知活動を行います。
令和7年度 末時点	実績 (1)自動通話録音機貸出事業 ●貸出件数 213件（参考：令和6年度 590件） (2)防犯カメラ設置補助・維持管理事業 ●新規設置団体数 24団体 106台（参考：令和6年度 19団体 87台） (3)防犯機器等購入緊急補助事業 ●申請件数 931件 ●補助額 13,566,000円 ●広報新宿への掲載（令和7年4月25日号、7月5日号） ●町会掲示板への掲示（2期） 5,600部 ●区内の公立幼稚園、小学校、中学校にチラシの配布依頼 13,000部 ●区内の鉄道事業者へのポスター掲示依頼（4路線・12駅） ●区役所本庁舎1階ロビーにて写真展示会の実施（1週間） ●SNSによる情報発信 (4)新宿区青色防犯パトロール 地域の見守り活動の継続実施（通年）	
	評価 ●自動通話録音機貸出事業については、固定電話契約数の減少や同事業による既手続き者の増加等により、令和6年度と比較して貸出件数が減少したものの、関係団体等に対し積極的な周知活動を行ったことから、防犯カメラ補助事業を活用する団体数については、令和6年度と比較して5団体増加し、地域団体が行う防犯活動の強化が図られ、地域の防犯体制の充実につながりました。 ●防犯機器等購入緊急補助事業については、令和7年度当初に想定していた件数（7,000件）を下回ったものの、関係機関へのチラシ配布や広報紙等による周知活動を実施した結果、931件の申請がありました。本事業を通じて区民が防犯対策を講じる契機になり、区民の防犯意識の向上に寄与したものと考えられます。 以上のことから、適切と評価します。	
	主な課題 ●令和7年度に実施した防犯機器等購入緊急補助事業を通じて、当初の想定件数と区民の需要との間に乖離がある状況が明らかとなりました。	令和8年度の取組方針 ●防犯カメラ設置補助事業については引き続き、町会連合会等の地域団体代表者及びそれに準ずる立場の方が参加する会議等において、補助制度の内容や活用事例について説明を行い、積極的な活用を促します。 ●防犯機器等購入緊急補助事業の令和7年度実績を踏まえ、事業規模や想定件数の見直しを行うとともに、新たに新聞折り込みによる事業周知を行います。

事業経費（令和7年度）

予算現額	150,769 千円
事業経費	138,572 千円
一般財源	82,267 千円
特定財源	56,305 千円
執行率	91.9 %
備考	【特定財源】 都支出金

経常事業評価シート

所管部	健康部
所管課	衛生課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現
経常事業	**395**	**民泊の適正な運営の確保**
関係法令	住宅宿泊事業法、新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例	
関係計画等	―	

事業概要	住宅宿泊事業法令に基づき、住宅宿泊事業に関する届出事務、監視指導等を実施します。また、区民、事業者、宿泊者へルールブック等により普及啓発を行います。 1　住宅宿泊事業に関する届出事務、監視指導等 法及び条例に基づき、住宅宿泊事業者からの届出受付事務、事業開始後の現地確認、立ち入り検査・是正指導及び行政処分などの監督業務を行います。 2　普及啓発 区民、事業者、宿泊者に対し、ルールブック等による普及啓発を実施します。 ※住宅宿泊事業：旅館業法に規定された営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	□ 適切	■ 改善が必要

取組１	住宅宿泊事業に関する届出事務、監視指導等	
令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●法令を守らずに営業を行う事業者が後を絶たない状況です。	●法違反を繰り返す悪質な事業者に対して不利益処分を課すことも視野に毅然とした姿勢で対応します。
	●届出住宅の件数は依然として全国で最も多く、3,070件です。届出住宅の近隣住民からの苦情件数は年々増加し、令和6年度の苦情件数は、違法民泊に関するものを含め792件となっています。 ●苦情増加の背景として、仲介サイトへの違法物件の掲載のほか、住宅宿泊管理業務の再委託に伴う実質的な名義貸しが横行し、管理不十分となっている実態が挙げられます。	●機会を捉えて東京都や国に対し、住宅宿泊事業制度の改善に向けた要望を行います。
令和7年度 末時点	実績	
	(1) 住宅宿泊事業に関する届出事務、監視指導等 届出住宅施設数　新規届出件数　実査監視件数　苦情受付件数（違法民泊含む） 令和5年度　2,166　837　323　443 令和6年度　3,070　1,051　2,906　792 令和7年度　3,749　971　2,040　1,334 ●法違反を繰り返す悪質な住宅宿泊事業者に対して、以下のとおり処分を実施しました。 業務改善命令：53事業者100施設 業務停止命令：26事業者57施設 業務廃止命令：5事業者15施設 ※業務停止命令及び業務廃止命令は都内初 (2) 住宅宿泊事業制度の見直しを求める国への要望 ●区長と都知事の意見交換会（令和7年10月） 民泊の課題について今後連携して対応していくことを要望 ●令和9年度 国・都の施策及び予算に関する要望事項（令和7年12月） 住宅宿泊事業の適正化に向けた法改正や民泊急増による生活環境悪化防止対策強化について、国及び都に対し要望	
	評価	
	●区民から苦情の申出があった施設に対して、現地調査を行った上で事業者に対する改善指導を行いました。また、違法民泊については、通報に基づく現地調査や、宿泊客からの聞き取り等による事実確認を行い、不動産登記情報などから営業者を特定し是正を指導するほか、国を通じて宿泊予約サイトの削除要請などを行いました。いずれも区民からの苦情等の声に基づき、丁寧かつ厳正な対応を重ねました。	
	主な課題	令和8年度の取組方針
	●令和7年度末時点の届出住宅件数は3,749件であり、依然として全国で最も多い状況です。届出住宅の増加に伴い、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼすケースも多く見られ、近隣住民からの苦情件数も増加しています。	●依然として法違反を繰り返す悪質な事業者が一定数存在しているため、より悪質性の高いものから処分の実施を検討していきます。
	●さまざまな機会を捉え、改善に向けた要望を行っていますが、住宅宿泊事業法制度そのものの見直しには至っておらず十分とは言えない状況です。	●民泊による地域の生活環境の悪化を防ぐことは喫緊の課題であることから、新宿区ルールの見直しに向けて、より厳格な実施制限の導入など、条例改正も視野に検討してまいります。

取組２	周知啓発	
令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●届出住宅を利用する宿泊者が、夜間に騒いだり、ルールを守らずにごみを捨てるといった苦情が多く寄せられており、事業者による宿泊者への説明が十分でない状況です。	●視覚的に分かりやすいピクトグラムを活用した宿泊者向けポスターを掲載したルールブックを活用し、事業者による宿泊者へのマナー周知啓発を徹底するよう指導していきます。
令和7年度 末時点	実績	
	(1) 区ホームページへの掲載 ルールブックの内容を最新の情報に更新するとともに、簡体字版を掲載 (2) 宿泊者に対してマナーの周知 事業者に対し、事業の届出時や苦情調査の際にルールブックを用いた説明・指導を実施	
	評価	
	●依然として苦情件数が増え続けていることから、事業者による宿泊者への説明が十分とは言えない状況です。	
	主な課題	令和8年度の取組方針
	●宿泊者への周知啓発は事業者が実施することとされているため、その実施状況を適切に把握することが困難な状況です。	●引き続き、機会を捉えて事業者への周知啓発を行うとともに、法令や条例の遵守状況について巡回パトロールにより確認し、その機会を通じて宿泊者に対するマナーの周知啓発を実施します。

事業経費（令和7年度）

予算現額	25,020 千円
事業経費	21,418 千円
一般財源	21,418 千円
特定財源	0 千円
執行率	85.6 %
備考	

経常事業評価シート

所管部	環境清掃部
所管課	ごみ減量リサイクル課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現
経常事業	**396**	**路上喫煙対策の推進**
関係法令	健康増進法、東京都受動喫煙防止条例、新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例	
関係計画等	―	

事業概要	地域等との協働によるキャンペーン活動や路上喫煙禁止パトロールによる指導を継続的に実施するとともに、区民、事業者、来街者等に対する路上喫煙禁止の普及啓発を行い、受動喫煙やたばこの火による被害を防止します。 また、路上喫煙対策協力員や商店街との協働による周知・啓発活動を実施し、協働による来街者への啓発活動に取り組んでいきます。 1　路上喫煙禁止パトロール 路上喫煙禁止パトロール員が各班2名15班体制で駅周辺を中心に区内全域を巡回し、路上喫煙者に対する指導啓発を行います。 2　喫煙所（7所）の維持管理 喫煙所（7所）を適正に維持管理し、受動喫煙の防止に向けた分煙環境の整備を行います。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要

令和7年度の評価（取組別）

取組１	路上喫煙禁止パトロール	
令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●受動喫煙やたばこの火によるやけど等の被害を防止する必要があります。	●路上喫煙調査や区民からの情報提供をもとに、路上喫煙が多く発生している地域にパトロール員を重点的に巡回させるなど、機動的に指導啓発を実施します。あわせて、令和7年7月から加熱式たばこが路上喫煙の禁止の対象となることについて、周知・啓発を徹底します。
令和7年度 末時点	実績	
	1　路上喫煙率調査の実施（令和7年6月、12月） ●調査目的 区内の主要駅周辺及び生活道路において、路上喫煙率の定点観測等により、路上喫煙対策の効果を測定・分析し、今後の路上喫煙対策に反映するため ●対象者 調査地点前、又は指定した範囲内を通過する人数を計測し、そのうち喫煙者数を計測 ●喫煙率 ・駅周辺調査地点（40箇所）　6月　通行者数53,946人　喫煙者41人　平均喫煙率0.09% 12月　通行者数57,639人　喫煙者46人　平均喫煙率0.11% ・生活道路調査地点（30箇所）　6月　通行者数19,488人　喫煙者79人　平均喫煙率0.69% 12月　通行者数21,608人　喫煙者71人　平均喫煙率0.41% 2　加熱式たばこの禁止に関する周知 ●広報新宿への掲載　2回（令和7年4月25日号、6月25日号） ●周知用チラシの作成・配布　1,200部 ●周知協力団体　8団体	
	評価	
	●路上喫煙率調査の結果では、区内の主要駅周辺で0.10%（令和6年度：0.11%）、生活道路で0.55%（令和6年度：0.50%）と、令和7年7月の規制対象拡大前と同程度の水準を保っています。	
	主な課題	令和8年度の取組方針
	●受動喫煙やたばこの火によるやけど等の被害を防止する必要があります。	●路上喫煙調査や区民からの情報提供をもとに、路上喫煙が多く発生している地域にパトロール員を重点的に巡回させるなど、機動的に指導啓発を実施します。
	●高田馬場では、路上喫煙や吸い殻等のポイ捨てが多く、区民等から苦情が寄せられているため、より効果的な対策を講じる必要があります。	●高田馬場駅前広場の路上喫煙対策として、立哨警備や巡回などを実施することにより、受動喫煙の被害の防止や吸い殻等のポイ捨てごみ散乱の防止に取り組みます。

取組２	喫煙所（7所）の維持管理	
令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、屋内では原則禁煙とする中、道路等における受動喫煙等の被害防止のため、公衆喫煙所の環境改善を講ずる必要があります。	●喫煙所（7所）を適切に維持管理し、分煙環境を整備することにより、適正な喫煙所の利用を促し、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせる環境づくりに取り組みます。
令和7年度 末時点	実績	
	●公衆喫煙所の管理運営 以下の7所について、業者委託・公募により選定した管理運営事業者による管理運営を実施 ①新宿駅東南口高架下公衆喫煙所（管理運営事業者） ②新宿駅東口公衆喫煙所（委託） ③新宿駅西口公衆喫煙所（委託） ④西武新宿駅前公衆喫煙所（委託） ⑤高田馬場駅前公衆喫煙所（委託） ⑥おおくぼそよかぜ橋公衆喫煙所（委託） ⑦信濃町駅公衆喫煙所（委託）	
	評価	
	●喫煙所内の灰皿清掃や廃棄物処理により、喫煙所の適切な維持管理に努めました。 ●新宿駅西口公衆喫煙所について、開発に伴う移転に向けて都や事業者と適宜調整を行い、工事期間中の公衆喫煙所の機能を維持することで分煙環境を整備し、受動喫煙の防止につなげました。 ●新宿駅東南口高架下公衆喫煙所の管理運営事業者の協定期間が令和7年度末で終了するため、令和8年度から5年間の管理運営事業者の選定を適切に行い、3月に協定を締結しました。	
	主な課題	令和8年度の取組方針
	●高田馬場駅前広場において、路上喫煙及び路上飲酒に伴うポイ捨てが多く、区民からの苦情が寄せられているため、高田馬場駅前公衆喫煙所の利用状況の改善を図る必要があります。	●令和8年度の新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例の改正を契機とした周知啓発の強化にあわせて、掲出物を増やすほか、英語による人感音声ガイドを設置します。

事業経費（令和7年度）

予算現額	167,198 千円
事業経費	166,919 千円
一般財源	166,919 千円
特定財源	0 千円
執行率	99.8 %
備考	

経常事業評価シート

所管部	環境清掃部
所管課	ごみ減量リサイクル課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現
経常事業	**403**	**ポイ捨て防止ときれいなまちづくり**
関係法令	新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例	
関係計画等	―	

事業概要	区内全域で、空き缶等のごみのポイ捨て防止の意識啓発を行うとともに、「ごみゼロデー」等まち美化清掃活動を区民・事業者等とともに実施します。また、新宿駅周辺など美化推進重点地区では、地元商店街等との協働で「新宿駅・高田馬場駅周辺地区散乱防止計画」を策定し、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン、まち美化清掃活動を実施します。 1　区民・事業者等との協働による「ごみゼロデー」等まち美化清掃活動の実施及び美化清掃ボランティア活動への支援 区内の道路等の美化清掃活動を行うボランティア団体等に対し、清掃用具や啓発用物品の貸出しを行うことで、円滑な美化清掃ボランティア活動を支援します。 2　散乱防止計画の策定 新宿駅周辺及び高田馬場駅周辺の美化推進重点地区において、散乱防止計画の策定を行うため、地元商店街や事業等関係機関に対して区の取組や実績を報告し、意見交換を行います。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要
令和7年度 当初時点	主な課題 ●訪日外国人を含めた来街者の増加に伴い、ポイ捨てごみが増加傾向にあることを踏まえ、区民や事業者等に散乱防止の意識を広く啓発するとともに、各地域の団体や企業等による清掃活動を支援するほか、ポイ捨てしにくい環境づくりに努める必要があります。	令和7年度の取組方針 ●地域やボランティア団体等と連携した清掃活動や普及啓発キャンペーン等を推進します。
令和7年度 末時点	実績 ●ごみゼロデー（令和7年5月30日実施） 参加団体 162団体、参加者 2,702名 ●秋の地域ごみゼロ運動（令和7年11月1日～11月30日実施） 参加団体 130団体、参加者 2,277名 ●年末クリーン大作戦（令和7年12月19日実施） 参加団体 134団体、参加者 2,156名 ●新宿駅周辺ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン 延べ8回実施 参加団体 延べ33団体、参加者 延べ652名 ●高田馬場駅周辺ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン 延べ6回実施 参加団体 延べ49団体、参加者 延べ730名	
	評価 ●町会や企業など多くの団体と連携して事業を実施し、区民や事業者等へごみの散乱防止について広く啓発するなど、ポイ捨てしにくい環境づくりに取り組みました。 以上のことから、適切と評価します。	
	主な課題 ●町会や企業など多くの団体と連携して事業を推進しているものの、依然として繁華街を中心にポイ捨てごみが増加している状況です。	令和8年度の取組方針 ●引き続き、地域やボランティア団体等と連携した清掃活動や普及啓発キャンペーン等を推進するとともに、「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の実効性を高めるため、実際に捨てられているごみの傾向と条例の規定が整合するよう、条例で定める「空き缶等」の定義を拡大する改正の検討を進めます。

事業経費（令和7年度）

予算現額	31,822 千円
事業経費	31,483 千円
一般財源	31,483 千円
特定財源	0 千円
執行率	98.9 %
備考	

経常事業評価シート

所管部	健康部、環境清掃部
所管課	衛生課、ごみ減量リサイクル課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現
経常事業	**423**	**ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談**
関係法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律　等	
関係計画等	新宿区蚊媒介感染症対策行動計画	

事業概要	区民の良好な衛生環境の維持向上を図るため、ねずみ族、カ・ハエ、ハチ類その他害虫の駆除相談や駆除対策を実施します。 1　ねずみ駆除相談・駆除対策 区民が自主駆除を円滑に行えるよう、ねずみの駆除に関する相談を行います。合わせて区民に保健所及び各特別出張所で殺鼠剤・粘着シートのサンプルを配布し、ねずみ駆除対策の支援を行います。 2　カ・ハエ駆除相談・駆除対策 カ・ハエの駆除方法等の相談のほか、区民の自主駆除を支援するため噴霧器の貸出を行います。 また、カの発生源対策として区道等の雨水枡に、定期的にボウフラの成長を阻害する薬剤投入を実施します。 3　ハチ類及び害虫駆除相談・駆除対策 ハチ類及び害虫の駆除相談及び駆除対策を行います。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	□ 適切	■ 改善が必要

令和7年度の評価（取組別）

取組１	ねずみ駆除相談・駆除対策	
令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●繁華街を中心にねずみの生息が確認されているため、公衆衛生の向上とまちの美化を図る必要があります。	●歌舞伎町地区、大久保・百人町地区を対象として、環境調査、一斉駆除、個別相談及び飲食店への普及啓発を実施することで環境改善に取り組みます。
令和7年度 末時点	実績 1　繁華街におけるねずみ対策 （1）環境調査 不適切なごみ排出　歌舞伎町地区126か所、大久保・百人町地区96か所 ねずみの巣穴　歌舞伎町地区77か所、大久保・百人町地区36か所 （2）殺鼠剤による一斉駆除（令和7年10月～12月） 大久保・百人町地区　推定死鼠数793匹 参考：歌舞伎町地区　推定死鼠数1,154匹（令和6年度） （3）個別相談 歌舞伎町地区及び大久保・百人町地区の私有地39件実施 （4）飲食店への普及啓発 歌舞伎町地区の飲食店に対し、新宿清掃事務所とごみの排出方法についての指導を行い、併せてねずみ対策に関する普及啓発を実施 （5）歌舞伎町の環境美化（計画事業33「歌舞伎町地区のまちづくり推進」での取組の再掲） 委託による路上清掃や、清掃に伴う廃棄物収集等を実施 2　駆除相談・駆除対策 （1）相談件数　467件 （2）殺鼠剤・粘着シートのサンプル配布	
	評価 ●環境調査により不適切なごみ排出が確認された箇所については、適正排出指導を行いました。 ●ねずみの巣穴についても、個別相談につなげるなどの取組を行いました。 ●繁華街におけるねずみ対策を検証した結果、殺鼠剤による一斉駆除を実施しても、一時的には生息数の減少が見られるものの、ごみの排出状況等の環境が改善されない限り、元の生息数に戻ることが確認されました。	
	主な課題	令和8年度の取組方針
	●一斉駆除では、一時的な効果はあるものの、ねずみの生息を恒常的に減らすことは難しいため、ごみの適正管理や巣穴の除去といった根本的な対策が必要です。	●これまでに実施してきた繁華街ねずみ対策の効果検証を踏まえ、ねずみが生息しにくい環境づくりに取り組みます。 ●ごみを適正に管理することや、巣になりやすい場所をなくすことなど、ねずみ対策に関する正しい知識の普及を図ります。 ●ねずみの被害があるエリアに対し、専門業者によるコンサルティングを行い、調査・分析結果に基づく効果的な対策を促します。

<table>
<tr><td>取組２</td><td colspan="2">カ・ハエ駆除相談・駆除対策</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和7年度
当初時点</td><td>主な課題</td><td>令和7年度の取組方針</td></tr>
<tr><td>●デング熱等の感染症を媒介する恐れのある蚊の発生を抑制することに加え、私有地におけるボウフラ対策を講じる必要があります。</td><td>●蚊の発生源対策として、区道等の雨水桝にボウフラの成長を阻害する薬剤の投入を実施します。
●住民等に対し、ボウフラ対策についての普及啓発を図ります。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">令和7年度
末時点</td><td colspan="2">実績</td></tr>
<tr><td colspan="2">●雨水桝駆除作業
区道等の雨水桝　約26,000か所　各か所4回（令和7年4月～10月）
●ボウフラ対策についての普及啓発
特別出張所等に対し、チラシの掲示・配布を依頼（全20施設、371枚）</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">●雨水桝にボウフラの成長を阻害する薬剤を投入することで、蚊の発生を抑制しました。</td></tr>
<tr><td>主な課題</td><td>令和8年度の取組方針</td></tr>
<tr><td>●デング熱等の感染症を媒介する恐れのある蚊の発生を抑制することに加え、私有地におけるボウフラ対策を講じる必要があります。</td><td>●蚊の発生源対策として、区道等の雨水桝にボウフラの成長を阻害する薬剤の投入を実施します。
●住民等に対し、ボウフラ対策についての普及啓発を図ります。</td></tr>
</table>

取組３	ハチ・害虫駆除相談・駆除対策	
令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●スズメバチに刺されるとアナフィラキシーショック症状を引き起こす恐れがあるため、予防対策が必要です。	●ハチ類に関する相談を行い、危険性の高いスズメバチ等の巣の駆除を行います。
令和7年度 末時点	実績	
	1　ハチ （1）相談件数　　365件 （2）駆除委託件数　355件 （3）駆除委託件数内訳 スズメバチ　　141件 アシナガバチ　168件 その他のハチ　18件 調査のみ　　28件 2　その他害虫 相談件数　57件 3　周知啓発 相談受付時に昆虫等の相談や駆除方法の助言を実施	
	評価	
	●人に危害を及ぼす衛生害虫や不快害虫等について、区民からの相談に対し速やかに駆除等の対応を行い、区民の健康および環境衛生の確保に努めました。	
	主な課題	令和8年度の取組方針
	●スズメバチに刺されるとアナフィラキシーショック症状を引き起こす恐れがあるため、予防対策が必要です。	●引き続き、危険性の高いスズメバチ等の巣の駆除を行います。

事業経費（令和7年度）

予算現額	30,508 千円
事業経費	29,227 千円
一般財源	29,227 千円
特定財源	0 千円
執行率	95.8 %
備考	※事業経費には、計画事業33「歌舞伎町地区のまちづくり推進」においても取り組んでいる繁華街清掃委託及び廃棄物収集運搬処理委託に係る経費の一部を含めて掲載しています。

経常事業評価シート

所管部	環境清掃部
所管課	新宿清掃事務所

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造
個別施策	9	資源循環型社会の構築
経常事業	**515**	**一般廃棄物の収集運搬業務**
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例・同施行規則	
関係計画等	新宿区一般廃棄物処理基本計画	

事業概要	粗大ごみを除く一般廃棄物の収集運搬が適切に行えるよう作業計画をたて、必要な車両や人員、機材等の配置を行います。また、資源・ごみ集積所の排出状況改善のため、排出指導や不法投棄対策を行います。 1　直営車両の維持管理 清掃事業に要する直営車両の維持管理を行います。 2　収集車両の雇上げ 「燃やすごみ」、「金属・陶器・ガラスごみ」の収集運搬に要する車両を雇い上げます。 3　収集作業の運営 清掃作業員の派遣契約や作業用消耗品の購入を行うとともに、資源・ごみ集積所の排出状況改善のため、排出指導や不法投棄対策夜間パトロール等を実施します。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要
令和7年度 当初時点	主な課題 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の収集運搬は区の責務とされていることから、適切に実施する必要があります。	令和7年度の取組方針 ●一般廃棄物の収集運搬を適切に実施するため、作業計画を立て、必要な車両や人員、消耗品等を確保していきます。 ●資源・ごみ集積所の排出状況改善に向け、排出指導や不法投棄対策に取り組みます。
令和7年度 末時点	実績 (1)直営車両の維持管理 清掃事業に要する直営車両 47台 (2)収集車両の雇上げ 雇い上げ車両（平均配車台数） 約63台	
	評価 ●直営車両については、燃料や消耗品の購入、車検整備、自動車保険の付保、修繕等により、適切に維持管理を行いました。また、収集車両については、雇い上げ会社との廃棄物運搬契約を締結し、雇い上げ車両の活用により「燃やすごみ」、「金属・陶器・ガラスごみ」の収集運搬を適切に行いました。 ●収集作業の運営については、清掃作業員の病気休暇対応や年末年始対策等のため、労働者派遣契約を締結し、適切な人員配置を行ったことから、収集作業を円滑に実施することができました。 ●新宿清掃事務所の職員で構成する「ふれあい指導班」による、ごみの不適正排出への調査・指導や不法投棄対策を行うとともに、夜間においては委託事業者による不法投棄対策パトロールを行うなど、資源・ごみ集積所の排出状況改善に向けて適切に事業を推進することができました。 以上のことから、適切と評価します。	
	主な課題	令和8年度の取組方針
	●廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく区の責務を果たすため、一般廃棄物の収集運搬について、引き続き適切かつ計画的な運営を図る必要があります。	●引き続き、作業計画を立て、必要な車両や人員、消耗品等を確保していきます。
	●資源・ごみ集積所における不適正排出が依然として発生しており、さらなる改善に向けた取組が求められます。	●資源・ごみ集積所の排出状況改善のため、引き続き、排出指導や不法投棄対策に取り組んでいきます。 ●新宿清掃事務所や特別出張所の窓口等で「資源・ごみの分け方・出し方」などのリーフレットを配付・配架するとともに、区ホームページやごみ分別アプリを活用して資源・ごみの分別方法や地域ごとの回収日等を掲載・配信することにより、一層のごみの減量・分別の徹底について啓発を進めます。

事業経費（令和7年度）

予算現額	1,665,448 千円
事業経費	1,600,629 千円
一般財源	1,600,629 千円
特定財源	0 千円
執行率	96.1 %
備考	※事業経費には、新宿清掃事務所の直営職員の人件費は含まれておりません。

経常事業評価シート

所管部	総務部（危機管理担当部）
所管課	危機管理課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現
経常事業	**999**	**雑踏事故防止対策等**
関係法令	新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例	
関係計画等	―	

事業概要	令和6年6月21日に「新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例」が施行されたことに伴い、ハロウィン時期及び区長が定めた期間において、路上飲酒の制限、迷惑行為の禁止が定義されました。来街者の安全を確保し秩序ある環境を維持するため、必要な広報及び雑踏事故防止対策を実施します。 1　条例周知・啓発活動の実施 条例を広く周知するため、日本語・英語版のサイネージ動画を来街者の目に留まりやすい、駅周辺の大型ビジョンを中心に放映するとともに、チラシ・ポスターを作成し、路上飲酒制限区域内のコンビニエンスストア及び各商業施設等に掲示してもらうことにより、来街者及び訪日外国人を中心に周知・啓発活動を実施します。 2　雑踏事故防止活動の実施 ハロウィン時の雑踏事故を防止するため、区に警備本部を設置し、滞留が予想されるシネシティ広場の封鎖、広報台を用いた啓発活動、巡回パトロール・定点カメラ等による事件事故等の未然防止を目的とした委託業者による警備に加え、区職員によるパトロールも並行して行い、来街者の安全確保と条例の実効性を高める活動を実施します。 3　関係機関との連携 訪日外国人に広く周知するため、歌舞伎町周辺に所在するホテル・民泊等にサイネージ動画の放映・チラシの掲示を要請するとともに、区の関係部署や条例の規制対象区域内の商店街と連携し、条例周知・啓発活動を実施します。 4　協議会の開催 条例の実効性を高めるため、周辺事業者で構成された協議会をハロウィンの前後に開催し、前年度の結果報告及び当該年度の対策について広く意見を聴取し、今後の対策に反映します。

内部評価

令和7年度の評価（事業全体）

評価	■ 適切	□ 改善が必要
令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	●ハロウィン時の雑踏事故を防止するため、来街者の安全な通行動線を確保する必要があります。	●来街者による滞留が予想されるエリアの封鎖や、委託業者による警備、ハロウィン当日の区職員によるパトロール等を行います。
	●条例の周知・啓発の媒体が日本語表記のみであることから、外国人観光客に対する周知が十分に行き届いているとは言えない状況です。	●外国人観光客にも一見して理解できるよう、多言語でサイネージ動画及びチラシ・ポスターを作成・放映します。また、外国人宿泊者が多い歌舞伎町周辺のホテル・民泊事業者に対し、サイネージ動画の放映及びチラシ掲示等の協力を依頼します。
令和7年度 未時点	実績	
	(1)条例周知・啓発活動 ●駅周辺の大型ビジョン及び新宿駅東西自由通路にて、サイネージ動画を放映（令和7年10月） ●周知啓発用チラシ及びポスターの作成（チラシ1,000部、ポスター100部） (2)雑踏事故防止活動 ●ハロウィン当日パトロールの実施 ・実施日（令和7年10月31日17時～翌日5時） ・実施規模　147人体制（委託業者の警備員100人、区職員47人） (3)関係機関との連携 ●歌舞伎町周辺のホテル・民泊に対する協力依頼（サイネージ動画の放映及びチラシ掲示等について） ●商店街及び関係部署との連携によるチラシ配布活動の実施　計4回 (4)協議会の開催（計2回　令和7年5月12日、12月9日）	
	評価	
	●ハロウィン当日は雨天の影響はあったものの、人員等の体制強化、周知啓発媒体の拡大、周辺施設との協力体制の強化等により、当日は大きな事故や迷惑行為は発生せず、区職員による指導件数も大幅に減少しました。 ●条例の周知啓発を目的として新宿駅周辺の大型ビジョン及び新宿駅東西自由通路で放映したサイネージ動画は、外国人観光客にも理解できるよう、英語版も作成しました。加えて、チラシやポスターを活用した周知・啓発を行うとともに、宿泊施設等との連携を強化したことで、条例内容の認知向上が図られ、迷惑行為の未然防止につながりました。 以上のことから、適切と評価します。	
	主な課題	令和8年度の取組方針
	●令和8年度は、ハロウィン当日および翌日が土日にあたり、来街者のさらなる増加が予想されるため、例年以上に実効性のある対策及び体制の強化が求められます。	●令和7年度の対策を基本に、周辺事業者との連携強化を図るとともに、過去の実績や他自治体の事例等を参考に、効果的な対策及び体制整備を行います。

事業経費（令和7年度）

予算現額	38,527 千円
事業経費	38,509 千円
一般財源	38,509 千円
特定財源	0 千円
執行率	100.0 %
備考	